研究報告

# 琉球国発給文書と竹紙

富田正弘

## はじめに

一六世紀から一九世紀にわたって、琉球国王が国内の官職・役職の補任や所領の安堵に用いた文書に、いわゆる「辞令書」[1]という文書があり、現在百数十通ほどの伝存が認められている[2]。これら辞令書の古文書学的考察については、上江洲敏夫・高良倉吉らの詳細な論考があり[3]、今更新たな論点を加えることは当面見当たらない。辞令書の料紙についても、「唐紙」や「竹紙」が用いられ、あるいは楮紙の使用も認められることは、すでに指摘されている。

しかしそれでは、どの辞令書が竹紙であり、どれが楮紙であり、その根拠は何かということを論じた論考は、いまだ行われていないように思う。このたび、科学研究費を得て、東アジアの古文書料紙研究を進めるなかで、辞令書料紙の光学的計量的検討を行った[4]結果、まだ全ての辞令書を調査したわけではないが、大方の個別辞令書毎の紙質が確定でき、ある程度の時代的傾向がはっきりしてきた。二〇〇六年九月、「沖縄の紙を考える会」という組織の要請により、その成果を概略口頭で中間報告をしたが、さらに正確な問題提起とするために、ここで文章によって論点を整理しておきたいと思う。

結論から言えば、辞令書の料紙の大半は、中国から輸入された竹紙であって、雲母等で文様を摺りだした唐紙いわゆる「からかみ」ではない。竹紙は、表具される書跡や絵画、折本装の版経や袋綴冊子本の典籍には多く使用され、あるいは簡便な私信にも使われると思うが、裂けやすいために巻子本とか公的あるいは公験的な文書には、ほとんど用いられないものである。それだけに、琉球国王が敢えてこのような紙を公験ともいうべき補任状に用いたことには、それなりの政治的意図が込められているものと考えられる。

筆者は、ここ二年ほど東京大学史料編纂所で非常勤講師を務める機会を与えられたが、その期間に編纂所が所蔵する島津家文書のうち琉球国発給文書の料紙を調査させていただいた。島津家文書には、琉球国王・王子（摂政）・三司官から薩摩藩主や家老中に充てた起請文や書状が二百余通伝存するが[5]、この中にも数点の竹紙を料紙とする文書が見られた。また、東京国立博物館が所蔵する「徳川幕府琉球王府往復書翰」には、琉球国王から幕府老中に充てた書状や献上品目録があり[6]、このうちにも竹紙が含まれている。したがって、琉球国王は、辞令書以外の文書にも竹紙を用いていることが知られるが、その使われ方を辞令書のそれと比較することは、無駄ではないように思える。

ここでは、島津家文書の琉球国発給文書の料紙を検討することによって、辞令書に竹紙を用いている意味を考える上での手がかりを探ってみ

たい。

## 一　琉球国辞令書の料紙

表1の琉球国辞令書一覧は、現在われわれが承知している辞令書の全てを編年順に並べたものである。このうち、紙質の欄に紙質名称が記入されているものが調査済みのもの、「－」と表記としてあるものがいまは現存を確認できないとされているもの、何も記載のないものが未調査のものである。先述のように、竹紙は裂けやすいので、おそらく受領して、それ程時間のたたないうちに裏打ちとか表具されたと思わる。実際、現存の辞令書のほとんどは、軸装が施されており、そのため紙質の光学的調査には限界がある。したがって、その判定が難しいものも少なくなかった。おそらく、いくつかは間違いが出る可能性もあると思うが、判断の方法は次のように行った。

辞令書の料紙は、竹紙と楮紙との二種類の紙しかないようなので、取敢えずこれらを区別するということで満足することにした。まず、一〇〇倍の顕微鏡で繊維の太さを観察する。太いのが楮紙で、三椏紙よりや細い目のもの（一部に幅広の繊維も含む）が竹紙である。しかし、上から光を当てる反射光による観察では、繊維や添加物の状態はよく看取できない。透過光による観察ならよく見えるはずであるが、裏打ちや軸装が施されていると、透過光による観察が困難なものも出てくる。つぎに、表面の簀目が観察可能の時は、一寸あたりの簀目の本数を数える。それが三〇本程度以内であるなら楮紙であり、四〇本以上に細かいものなら竹紙であろうと推定できる。その他、繊維束の細かく短いものや割れが多いものは竹紙である可能性が高い。その反対に破れた部分などの繊維の毛足の長いものは、楮紙の可能性が高いということになる。[7]

右のような方法で判定した結果は、表1の紙質欄のとおりである。まず、大きな傾向からいえば、一六〇九（慶長十四）年に薩摩から侵攻を受けた尚寧王在位中までの時代は、辞令書の料紙に楮紙を使用しており、次の代の尚豊王が即位してからの時代はこれに竹紙を使用し始める、というふうに結論づけることができる。尚寧王以前の時期が楮であり、尚豊王以後の時期が竹であるという、意外な結果となった。

次に、全部調査しないと正確にはわからないことであるが、おのおのの王代のうちでは、料紙の使い方が一定していると言いうる。すなわち、ある王は竹だけ、ある王は楮だけとなっている。具体的に指摘すると、尚寧王以前の王代に限って見ると、尚真・尚清・尚永・尚寧の代では押し並べて楮だけを使用しており、一六世紀半ば以降に在位した尚元王の代（表1の13～23）だけは、いまのところ竹を使っているという結果が出ている。また、尚豊王以降の王代について見ると、尚豊・尚賢・尚貞・尚益・尚敬・尚穆・尚温・尚灝・尚育・尚泰の歴代は、辞令書の料紙として竹紙だけを使っているのであるが、一七世紀半ばに即位した尚質王の代（表1の68～71）だけには、楮紙のみを使用しているのである。総じて、各王の在位中で竹と楮の両方を使用したという王はいないのである。（補注、去る十二月の奄美地方辞令書調査で、尚元王代の楮紙、尚永王代の竹紙の辞令書が確認され、この記述は若干訂正を要する）

しかし前段のことは、前々段において辞令書の紙は尚寧以前が楮で尚豊以後が竹であると指摘したことと矛盾することになる。したがって、前々段のことをもう少し正確に言うと、尚寧王までの歴代の王は、辞令書の料紙に楮紙を使用しているが、尚元王はいま調査できている限りでは竹紙を重点的に使っている。また、尚豊王以降の歴代の王はこれに竹紙を使用し出すが、尚質王ばかりは楮紙だけを使用している。しかし、大方の流れとして、尚寧と尚豊の間で楮紙から竹紙へと大きく変わったといえるであろう。そうであるならば、ここでこの時期にどうして王府

の公文書である辞令書の料紙が楮紙から竹紙へと変化したのか、その意味は何かという疑問が出てこよう。これについては琉球史に疎い筆者の能力を超える問題である。ただ料紙が文書の形態の一構成要素だとするならば、使用する料紙の変更とそのほかの様式の変化との関連をいくつか指摘することも可能であろう。

すでに指摘されていることであるが、辞令書の様式は、尚寧王までは仮名書きの文体で「しよりの御み事」ではじまる形（表1の1～57の辞令書）であり、一七世紀後半の尚貞王以降は漢文体の「首里之御詔」ではじまる形（表1の72以降の辞令書）に変化し、王朝末期に到る。この中間の尚豊・尚賢・尚質時代は、その過渡期の辞令書といわれ、前期の辞令書（「古琉球辞令書」とも呼ばれる）で「しより」と仮名で書き出される部分が、「首里」というふうに漢字の表現となる（表1の58～71の辞令書）。まず、これらの辞令書の様式変化との関連でからいえば、辞令書料紙が竹紙に変更された時期は、その書出が「しよりの御み事」から「首里の御み事」へと変わった時、つまり過渡期の辞令書が出現した時からである。とするならば、辞令書への竹紙の使用は過渡期の辞令書への様式変化の意味と関連して考えていかなければなるまい。(8)

過渡期の辞令書においては、基本的には仮名文体であるが、単語の漢字表記が以前より多くなっていることが重要である。前期の仮名書辞令書の様式にみられた「しよりより○○○にたまわる」という差出書と充名とを表示する部分（表1の差出・充名欄参照）は、後期の漢文体の辞令書様式（「近世辞令書」とも呼ばれる）にはみられなくなるが、この形は、過渡期辞令書の出現の一つ前、尚寧末期の仮名書き辞令書（表1の57　萬暦四十年十二月□日今帰仁間切謝花掟職補任辞令書）において、すでに消滅していることも注目しておく必要がある。また、後期辞令書のひとつの特徴である年号に干支を付す表記法（表1の干支欄参照）についても、過渡期辞令書の最後の頃の例（表1の69　順治十六年六月十五日渡嘉敷島首里大屋子職補任辞令書）においてすでに出現していることも考慮する必要があろう。当然ながら、受給者の名称（実質的な充名）の表現が完全な漢字表記になるのは、後期の漢文体辞令書（表1の72　康熙十年正月十七日真和志間切儀間里主所知行安堵辞令書）の成立と連動しているが、さらに中国風の氏姓を表記されるようになるのは、漢文体辞令書が成立して、半世紀を過ぎた雍正十年二月六日御物城職補任辞令書（表1の84）の「蔡氏安波連親雲上政房」という表記からであった。このような一連の変化も合わせて考えておかなければならない。

つまり、過渡期辞令書という時期区分もたしかに重要なことではあるが、他方でその前後の時期を含めた細かな緩やかな長期的な変化にも注目する必要があるということである。こうした前期辞令書から後期辞令書への長期的な変化過程を考慮すると、辞令書に竹紙を使用するようになるのも、その緩やかな変化の一環であると考えられてくるのである。これらの変化の行く先は漢文体の辞令書であり、そして漢文体の辞令書は中華文明を体現するものであり、竹紙も中国南方に産する紙であるから、そのような性質を備えているといえるであろう。つまり、辞令書に竹紙を使用するようになるということは、琉球国政体の中華文明化という視点から考えることも可能なのである。(9) 前期の仮名書き辞令書の様式は、日本の文字と同じ草書体の平仮名書を用いてはいるものの、他方で明清の年号を使用しながらも、琉球的言語表現を駆使するという、まさに琉球独特の形態であったが、尚寧・尚豊期からの辞令書の様式変化は、このような琉球独特な形態から東アジア世界普遍の中華的形態への深化、改革だったのではあるまいか。

読んですぐ廃棄してしまうような書状にはともかくも、保存されるべき公文書に竹紙を用いるということが東アジア汎用であるとは、今のと

ころ考えられないが、家譜に竹紙を用いることは袋綴じの典籍に竹紙を使用するという中国の風に合致しており、家譜と密接な関係にある辞令書に竹紙を用いることが中華風と考えられたのかもしれない。

## 二　琉球国王・摂政・三司官起請文の料紙

前節では、琉球国内統治の最高文書の一つであり、国王の詔である辞令書が、一七世紀二〇年代からその料紙に竹紙を用いるようになるということを確認した。この節では、それならば琉球国は対外的な文書にどのような料紙を用い、その中で竹紙はどのように使用されているかを考えてみたい。

「はじめに」で述べたように、島津家文書には、琉球国王・王子（摂政）・三司官から薩摩藩主や家老中に充てた起請文や書状が二百通余伝存するが、これらは一七世紀前期から琉球国が従属せざるを得なかった宗主国に対する一種の対外文書ということができる。文書様式から大きく分類すると、琉球国王・摂政・三司官が薩摩藩主あるいは藩庁に提出した起請文と、国王・摂政・三司官らが藩主や家老中に充てた書状類とに分けることができる。前者は、それぞれの位職に就くことを薩摩藩から許可されたときに、薩摩藩に対する忠誠を誓わせる意味で提出させられたものであり、公文書の上申文書にあたる。後者は、琉球国王やその重臣たちが宗主国の主君や重臣たちに送った儀礼的な挨拶や、公的な政務決済にいたるまでの中間的交渉手続きのために出されたものであり、私的あるいは内々の互通文書といいうる。この節では、まず対薩摩従属の象徴ともいいうる前者の起請文の料紙から検討してみよう。

これらの文書は、全部で九四通確認できるが、これらを発給者の分類別に分けると、国王の起請文が一五通、摂政のそれが一七通、三司官のそれが六二通である。これらを一覧表にしたものが、それぞれ表2・表3・表4である。これらに共通した特徴は、宗主国に対する誓約書であるから、日付に日本の元号を使用していることであり、また島津氏から指定された霊社上巻起請文の形式をとることである。[10] 千々和到によれば、この形式の起請文は、豊臣秀吉の臨終に際し島津義久が徳川家康・前田利家充てに出した形式の起請文であり、その後島津家中でも元禄以前まで家臣に提出させた形式のものであるという。「敬白霊社上巻起請文事」で本文を書き始め、神文部分は何枚もの牛王宝印を継ぎ合わせて長々とした神仏勧請の文言を並べるところに特徴があるという。したがって、これらの琉球国王らの起請文は島津氏の指定した日本的な様式の文書ということができる。

また千々和が指摘するように、表2のはじめに見える尚寧王の起請文（写真1参照）を除いた全ての起請文が花押の外に血判を添えている点は、琉球国の島津氏に対する従属性を窺えて余りあるものがある。国王の起請文は薩摩に屈した尚寧王に始まり、その後代々の国王が即位して後少し間をおいて島津氏に提出しており、即位まもなく薨去した尚成王を除く全ての王のものがいまに残されている。[11]

摂政の起請文は、島津氏から尚寧王の牽制役として摂政に就けられた佐敷王子朝昌（後の尚豊王）の起請文を初見とするが、次の摂政起請文は一世紀後の豊見城王子朝匡のものであり、この間のものは見られない。しかし、豊見城王子以後は、表3の内容欄を追っていけば分かるように、「〇〇王子跡役」という前任の摂政名と新たに就任した摂政の名前が継続して辿れることから見ても、代々の摂政の起請文がもれなく残されていることがわかる。豊見城王子の前の小禄王子以前のものは失われたという可能性もあるが、近世島津家文書の網羅的な伝存状況から推して、摂政起請文は一八世紀に入って新たに行われるようになり、薩摩藩が解消される幕末にいたると考えるのが妥当であろう。

三司官の起請文は、表4のとおりであるが、元禄十三年の池城親方安倚起請文を初見として、一八世紀初頭から幕末にいたる多くのものが残されている。これらも伝存状況から言って、悉皆伝存していると考えてよく、豊見城王子朝匡に始まる摂政起請文に先立って提出が求められるようになったものと考えられる。はじめ国王だけが提出を求められ、一世紀近く後、三司官、まもなく摂政にまで起請文の提出が求められていくことは、やはり島津氏の琉球統制の強化といわざるを得ないであろう。

さて、いまここでその料紙を考察しようとしている起請文は、一節で考察した辞令書の時期から言えば、尚寧王と佐敷王子のそれを除けば、全て過渡期の辞令書出現以後、すなわち料紙に竹紙を用いるように変更された以後のものである。これが国内の公文書である辞令書とどのように異なっているか、あるいは同じであるか考えてみよう。まず、起請文のうち神文部分については、ほとんどが那智滝牛王宝印の紙に書かれている。これは何らかの形で熊野から入手するものであろうから、今回は考察の対象から除外しておいたほうがよいであろう。[12] したがって、ここでは、起請文の書き手が用意すると思われる、本文部分である第一紙目の紙（以下、本紙という）についてのみ、考察してみることにする。

表2の国王起請文の本紙料紙欄を見ていただきたい。まず、尚寧王は良質の楮紙である引合を使用しているが、引合は原材料が楮という点ではたしかに辞令書の楮紙と類似のものであるが、しかし、引合は楮紙のうちでは最高級の紙であり、辞令書に使用される楮紙と比較して格段により上質のものなのである。しかし、尚豊王以降をみると、起請文本文の料紙として斐紙間似合・楮紙奉書紙・斐紙鳥子等が用いられ、尚質王のもの（辞令書の料紙に竹紙を用いた）を除けば、どの王の起請文料紙もその王が辞令書に用いた紙（竹紙）とは異なる紙を使っているわけである。辞令書には楮紙を用いている尚質にしても、それもそれほど品質がよい楮紙を使用しているとは考えられず、起請文に用いている奉書紙の方が遥かに上質である。引合・間似合・奉書紙・鳥子の紙質を品質の格差から比較すれば、引合・鳥子・間似合・奉書紙の順となるが、過渡期辞令書の時期である尚賢・尚質の代や、漢文辞令書の初めのころに当たる尚貞等の代において使用する起請文料紙が、他の時期の王代に用いる起請文料紙より少しランクの落ちる奉書紙を用いていることが気になるところである。文書料紙の品質の良し悪しは、原則的には発給者の政治的社会的立場の高下を表現するからである。

これら料紙の品質と関連ありそうなことは、起請文に署名する国王の称号であろう。表2差出欄からわかるように、尚寧起請文では「中山王」と称号を書いているが、その後の尚豊・尚賢・尚質・尚貞・尚益は「琉球国司」と称号しているのである（写真2）。そして、尚敬以後に再び「中山王」称号が復活するのである。後にみる国王書状における差出書の称号と比較すると、「琉球国司」と称号し始めるのは尚豊からであり、尚賢・尚質・尚貞・尚益は書状においても「琉球国司」を称している。尚敬以後に再び「中山王」称号が復活するのは、起請文の署名と同じである。このような国王の称号と起請文の紙質の関連、その変化を整理すると、まず尚豊においては、起請文では「琉球国司」称号しているが、その料紙には斐紙間似合という尚寧の楮紙引合より一ランク下のものを用いている。これに対し、書状では初め「中山王」を称するが、その後の発給と見られる書状の差出書では「琉球国司」・「琉球国主」の称号を始めるのである。これを継承するようにその後の尚賢・尚質・尚貞・尚益は起請文・書状ともにその署名に「琉球国司」と称号し、さらに一ランク下の奉書紙を用いることになる。尚益では起請文・書状ともにその署名に「琉球国司」と称号しているものの、起請文の料紙では斐紙鳥子という良質の紙を用いているのである。「中山王」称号が復活する尚

敬以後の起請文料紙も、斐紙鳥子ないし斐紙間似合に上質化が見られる。

次に、表3の摂政の起請文を見ると、豊見城王子以下は全て楮紙奉書紙を用いており、明らかに国王の起請文料紙よりもランクの低い紙を使用していることがわかる。これは、おそらく、国王が基本的に引合・鳥子・間似合を使用していることを配慮して、それより下の奉書紙を使用したと考えてよいであろう。ところで、摂政起請文の最初の例である佐敷王子のそれが竹紙を用いていることは、注目してよいであろう。これは対外的な文書ではあるが、重要なことは公文書に竹紙を用いていることであり、この佐敷王子は、後に即位して尚豊王となった時、公文書である辞令書に竹紙を用いる先鞭を付けることになったのである。このことから考えても、尚豊王は尚元王に倣って意識的に辞令書の料紙を竹紙に変更したものと推測される。

表4は三司官の起請文であるが、おなじくその本文料紙欄をみると、その紙質も大半は奉書紙であることがわかる。中には、楮紙引合のものが三通ほど見える（表4の12・13・18）が、これらの紙質はどうにか引合の範囲ということができるが、奉書紙にかなり近い低い品質のものである。[13] したがって、三司官の起請文の料紙は、ほぼ摂政と同等の品質の紙であり、国王のそれよりも一段下のものということができる。

以上、琉球国から薩摩藩に提出された起請文の紙について全体的に眺めてみると、薩摩から強制された文書だけに様式も日本的なものであり、料紙も日本の書札礼に適ったものとなっている。つまり、料紙には竹紙を用いることはなかった。唯一の例外は、佐敷王子すなわち後の尚豊王の起請文料紙であり、そこで用いた竹紙は、王子が後に王位についてから、辞令書にも使用することになることは注目に値するであろう。

## 三　琉球国王書状の料紙

前節では、対外的な公文書である国王・摂政・三司官らの起請文は、島津氏から強制されたこともあって、日本製の料紙を用い、ほとんど竹紙を使わなかったこと、また、唯一例外として竹紙を用いた佐敷王子朝昌は、即位して尚豊王となってから、辞令書という公文書に竹紙を使用する先鞭をつけることになることを明らかにした。したがって、一・二節では、竹紙の公文書における使用のされ方を検討したことになるが、最後に私的あるいは内々の文書である書状における竹紙の使われ方をみていきたいと思う。

琉球国王は、一七世紀初頭に島津に屈服する以前から、日本と琉球の外交・交流の窓口であった島津家の当主と儀礼的な付き合いがあり、また屈服した後も島津家に慶弔のことがあるたびに使者を派遣し、祝儀や礼を交換していた。このような慶弔の挨拶の交換や政治的な内々の折衝には、本来は私的であるべき書状が使用される。島津家文書の内にはこのような琉球国王の書状が、九七通残されている。日本の書状形式の文書は、本来は日付が月日のみで年紀を欠くものが多いが、その故に書いてある内容が意味不明のものが少なくない。そのため、この国王書状については、筆者が未だ十分内容を解明していないので、ある程度内容のわかるものについてのみ、選択的に一覧表にしたのが、表5である。

書状は原則的に互通文書であるから、前節で考察した起請文とは異なり、琉球国王が、中国風で発給しようとすまいが、また日本の様式をとろうがとるまいが、薩摩から強制されるものではなく、自由に選択できたはずである。実際、万暦八年十二月二十二日付中山王尚永書状（表5の2）は、基本形は候文体で書かれた日本式書札であるものの、日付に年号を加えた上に「首里之印」の朱印を押した堅いもの（表5の差出欄

参照）で、しかも明の年号を用い（表5の年欄参照）、月名が「臘月」と月の異名で書き、日付も「廿有二」とする（表5の月日欄参照）、半ば中国風のものであった（写真3）。この書状の料紙は、経年変化で色がより濃くなったものではないかと思われるが、もとはもう少し淡い黄色な竹紙であったと考えられる。このように、薩摩に侵攻を受ける以前の国王書状の形式は、右の尚永王書状と同型の形式であり、料紙に竹紙を用いているのである。つまり、基本は日本の書状であったが、唐風の趣を漂わせたものであった。竹紙はその唐風の演出の一要素あったと言ってもよいであろう。

表5を見ると、右のような書状様式は、元和七年と推定される「季夏十七日」付の中山王尚豊書状（表5の10）に至るまで、尚清・尚永・尚寧と一世紀ほど続けられたようである。しかし、尚寧王の時には、「首里之印」朱印の代わりに花押を書き、中国年号を外すようになる（表5の6など）。そして、この表に載せる尚寧書状七通（表5の3～9）のうち四通は竹紙であるが、ほかの三通の料紙が楮紙引合を用いていることも、注目してよいと思われる。このような変化は、尚寧王の薩摩連行と関係があるのかもしれないが、このような変更によって大きく唐風を後退させるものとなった。

尚豊の書状（表5の10～16）は、尚寧王書状の変化を継承した上、表5の11の正月三日付書状のようにさらに月名の異名も消え（写真4）、料紙にも前述元和七年推定の一通を除いては竹紙を用いなくなる。このように、これ以降の琉球国王が薩摩藩に対して出す書状の基本形は、尚寧・尚豊時代に定まったといえよう。国王書状のこの後の変化としては、差出書が尚豊の時の途中から「中山王」から「琉球国司」と変わり、（尚賢についてはわからないが）尚質・尚貞・尚益と引き継がれ（写真5）、尚敬の時に再び「中山王」の称号が復活する。この差出書の変化の時期は、前節で述べたように国王起請文に見える差出（位署書）の変化の時期と一致しており、尚賢王もその例外ではないものと考えられる。「中山王」という表記が誇り高いものであるとすれば、「琉球国司」という表記がいかに屈辱的なものであったかは、のちにこのように中山王の称号表記が復活されたことによっても窺えるのである。二節で考察した国王起請文の料紙が、尚質・尚貞において奉書紙という紙質の一段劣る紙を用いることと、その差出書の「琉球国可」という謙った称号との間には、相通ずる関連を見出すことができるのである。

国王書状の料紙についていえば、尚豊は竹紙に代えて、斐紙鳥子を使用している。鳥子は日本では貴人の書札にも多く使用される良質の紙であるが、尚豊は料紙においても日本の風に合わせたといいうるのである。しかし、考えてみると、尚豊は国内向けの公文書である辞令書においては、それまであまり使われていない竹紙をその料紙に使うよう先鞭を付けた国王であった。これとは逆に、対薩摩向けの書状においては、それまで使用されていた竹紙をやめ、日本の紙を使用し始めたのである。尚豊以後の国王書状においては、斐紙鳥子さらには斐紙間似合が主体であり、時には楮紙奉書紙が用いられるようになる。竹紙についても、全く使われなくなったのではなく、辞令書には楮紙を使用した尚質王に至っては二通（表5の21・24）の使用例を見出すことができる。しかし、尚貞から尚穆までの書状（表5の25～38）では、竹紙も奉書紙も見当たらず、これ以後は、竹紙の使用は見出せないのである。

## おわりに

以上、琉球国の国内公文書である辞令書、琉球国王・摂政・三司官から薩摩島津家に提出された起請文、国王が島津家に出した書状の様式と料紙について検討してみた。その結果、文書料紙としての竹紙は、まず

島津家に出した国王書状に、中国風な要素の演出として使用されていたが、尚豊王のころにより徐々に竹紙の使用をやめ、これとは反対に、その尚豊の代から国内向けの辞令書という公文書において、これを中国風な形様に仕上げるために竹紙を使用しはじめるといいうる。

〔註〕

（1）辞令書という名の由来については、多くの研究者が指摘するように、あまり適切な名称とは言い難い。やはり、琉球国王が直接に発給する文書であるから、それにふさわしい名称を付けるべきであろう。後期の辞令書は、「首里之御詔」で始まるのであるから、琉球国王詔でもいいのではあるまいか。しかし、ここでは、通例に随って、「辞令書」で通しておく。

（2）昭和五十三年度に行われた沖縄県教育委員会が行った辞令書等調査によれば、沖縄県下（県外に移動しているものも含む）および鹿児島県奄美地方に現存しているものが八四通、現存が確認できないがかつて伝存したことが知られるものが三二通であるという（昭和五十三年度沖縄県文化財調査報告書第一八集『辞令書等古文書調査報告書』）。その後、安良城盛昭氏が収集したものが沖縄県立博物館に所蔵されており、最近市場に出た喜界島の辞令書が九州国立博物館に入るなど、伝存が確認できるそれが増加しているようである。

（3）上江洲敏夫「辞令書の古文書学的考察」（注2報告書所載）、高良倉吉「辞令書と琉球国」（『琉球王国の構造』）等。

（4）平成十五年度から平成十九年度まで継続、基盤研究A『紙素材文化財の年代測定に関する基礎的研究』（代表　富田）。顕微鏡による繊維・添加物の状態、打紙の有無、斜光線による紙表面（簀目・糸目・板目・刷毛目・紗目）の観察・計量、器機を用いた厚み・重量の計測などを総合して、紙質の判定を行っている。

（5）東京大学史料編纂所編『島津家文書目録』参照。

（6）『東京国立博物館図版目録』琉球資料編に写真が掲載されている。

（7）竹紙かどうかの確実な判定は、繊維を微量採取し、薬品と反応させたり、染色して顕微鏡で覗けば容易に判定できる。しかし、それは破壊調査であり、厳に慎むべきである。このような光学的調査でもかなりの確率で判定ができるようにしたい。しかし、その判定が難しく、判定することが、学術的に重要で、それによって多くの研究に資するものである場合は、しかるべき公の機関が、これを行うことも許されると考えられる。しかし、それは、公開で行うことが条件であろう。

（8）沖縄県立博物館に寄託されている田名家の辞令書は、一九八七年に企画展「田名家所蔵品展　ある首里士族の四〇〇年」に出品され、そのとき刊行された図録に写真を掲載している。その写真で指摘するなら、第一号から一二号までが前期の辞令書、一三号から一六号までが過渡期の辞令書、一七号から三二号までが後期の辞令書である。

（9）辞令書の様式変化に琉球国の中華文明化を見ようとする見解には、高良倉吉前掲書（注3）等がある。後期漢文体辞令書が中華文明化の象徴だとすれば、前期仮名書辞令書はどう考えればよいであろうか。仮名は日本のそれと同じ字であることをもって日本的と考えるべきではなく、琉球の形なのだと理解すべきであろう。この点については、豊見山和行「琉球・沖縄史の世界」（同氏編『日本の時代史』18所収）が参考になる。

（10）千々和到「霊社上巻起請文―秀吉晩年の諸大名起請文から琉球中山王起請文へ―」（『國學院大學日本文化研究所紀要』―第八十八輯―）。

（11）尚穆王・尚灝王・尚泰王は、島津家当主の交代に際し、再度提出しているという。（前注千々和到氏論文）

（12）しかし、牛王紙にも品質の差が窺われるようなので、どのような品質の牛王紙を入手しているか考えて見る必要もあるであろう。

（13）引合も奉書紙を楮の綺麗な繊維を選別して漉き上げるものであるが、その精選度合いは全く異なる。精選度の低い奉書はそれに米粉を加えて白く柔らかにするが、引合は良質の繊維だけで白い艶のある紙に仕上げるのである。調査現場において顕微鏡で除き、楮紙で米粉が見当たらない場合、比較的質がよいと、引合と判定する場合も出てくる。

（本報告は、注（4）科研費および史料編纂所非常勤講師による研究成果の一部である）

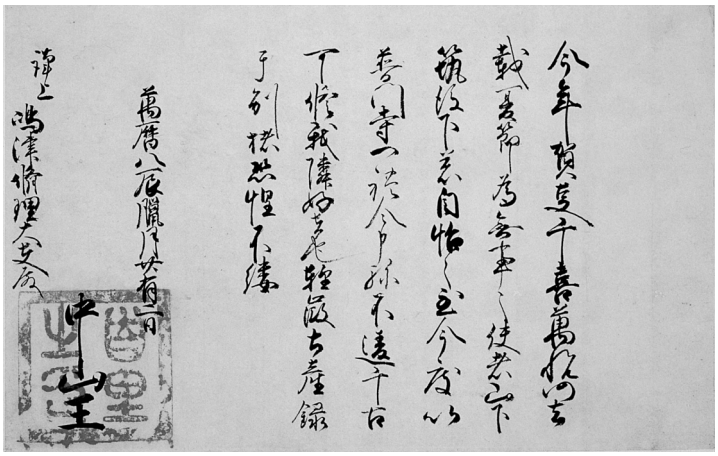

写真 3

『中山王尚永書状』「御文書　勝久公・貴久公・義久公　巻一（六二通）」内（表5の2）

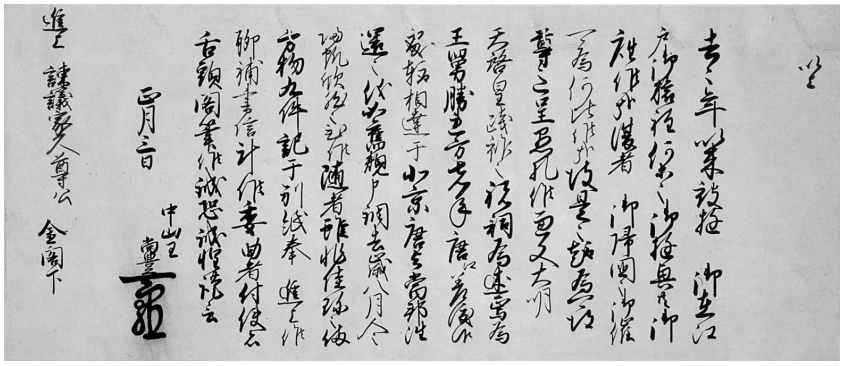

写真 4

『中山王尚豊書状』「御文書　家久公二十二　巻二十七（二四通）」内（表5の11）

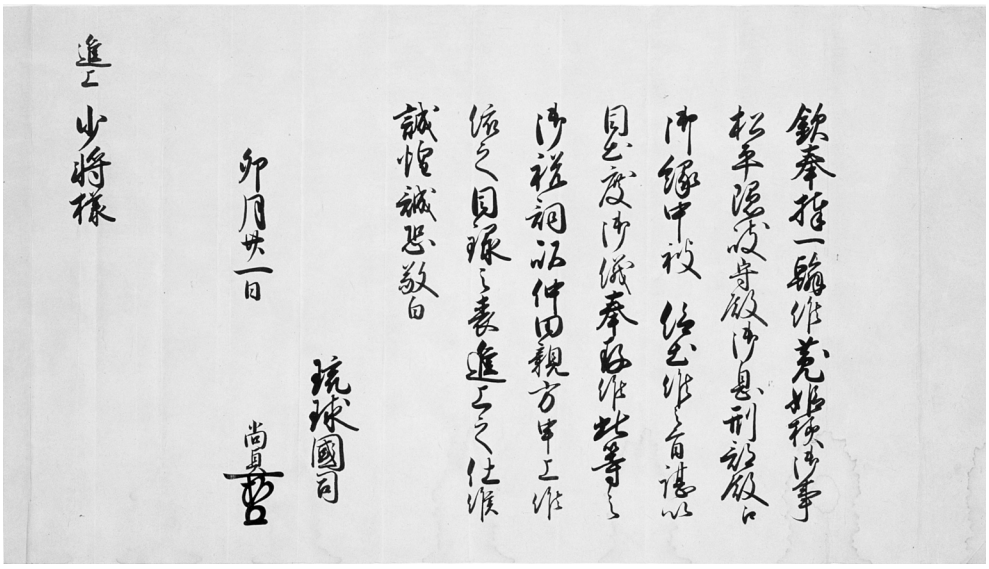

写真 5

『琉球国司尚貞書状』（表5の26）

## 表１　辞令書一覧

| | 年号 | 月日 | 名称 | 琉球年号 | 和年号 | 干支 | 西暦 | 形態 | 紙質 | 縦 | 横 | 印章 | 書出 | 差出 | 充名 | 文体 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 嘉靖 2年 | 8月26日 | 渡明船宝丸官舎職補任辞令書 | 尚真47年 | 大永 3年 | 無 | 1523008026 | 巻子 | 楮紙 | 275 | 370 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | しめたるもい | 仮名文体 |
| 2 | 嘉靖 3年 | 4月20日 | 北庫理東風平大屋子もいへ知行安堵辞令書 | 尚真48年 | 大永 4年 | 無 | 1524004020 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | こちひらの大やくもい | 仮名文体 |
| 3 | 嘉靖 8年 | 12月29日 | 笠利間切宇宿大屋子職補任辞令書 | 尚清 3年 | 享禄 2年 | 無 | 1529012029 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | ちやくもい | 仮名文体 |
| 4 | 嘉靖13年 | 嘉靖14年頃 | 瀬戸内東間切首里大屋子職補任辞令書 | 尚清 8年 | 天文 4年 | | 1535099999 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | かさりのひかせと | 仮名文体 |
| 5 | 嘉靖15年 | 5月13日 | 西原間切天久里主所安堵辞令書 | 尚清10年 | 天文 5年 | 無 | 1536005013 | 巻子 | 楮紙 | 305 | 409 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | くわんしや | 仮名文体 |
| 6 | 嘉靖16年 | 8月□日 | 渡明船世続富船頭職補任辞令書 | 尚清11年 | 天文 6年 | 無 | 1537008020 | 巻子 | 楮紙 | 258 | 377 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | あめくの大やくもい | 仮名文体 |
| 7 | 嘉靖20年 | 8月20日 | 渡南蛮船勢治荒富筑殿職補任辞令書 | 尚清15年 | 天文10年 | 無 | 1541008099 | 巻子 | 楮紙 | 271 | 380 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | まさふろてこく | 仮名文体 |
| 8 | 嘉靖24年 | 11月 6日 | 真和志間切儀間金城里主所安堵辞令書 | 尚清19年 | 天文14年 | 無 | 1545011006 | 巻子 | 楮紙 | 280 | 365 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | あめくの大やくもい | 仮名文体 |
| 9 | 嘉靖27年 | 10月28日 | 瀬戸内西間切西大屋子職補任辞令書 | 尚清22年 | 天文17年 | 無 | 1548010028 | 原形 | 楮紙 | 302 | 365 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | ひかのしよりの大やこ | 仮名文体 |
| 10 | 嘉靖30年 | 4月13日 | 真和志間切儀間里主所安堵辞令書 | 尚清25年 | 天文20年 | 無 | 1551004013 | 巻子 | 楮紙 | 296 | 371 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | かなくすくの大やくもい | 仮名文体 |
| 11 | 嘉靖33年 | 8月29日 | 喜界志戸桶間切大城大屋子職補任辞令書 | 尚清28年 | 天文23年 | 無 | 1554008029 | | | | | 2 | しよりの御み事 | しよりより | さわのおきて | 仮名文体 |
| 12 | 嘉靖33年 | 12月27日 | 屋喜内間切名音掟職補任辞令書 | 尚清28年 | 天文23年 | 無 | 1554012027 | 裏打 | 楮紙 | 300 | 396 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | たらつゐはん | 仮名文体 |
| 13 | 嘉靖35年 | 8月11日 | 屋喜内間切名柄掟職補任辞令書 | 尚元元年 | 弘治 2年 | 無 | 1556008011 | 裏打 | 竹紙 | 277 | 404 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | なおんのおきて | 仮名文体 |
| 14 | 嘉靖39年 | 8月 8日 | 豊見城間切大嶺里主所安堵辞令書 | 尚元 5年 | 永禄 3年 | 無 | 1560008008 | 巻子 | 竹紙 | 275 | 404 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | せそこの大やくもい | 仮名文体 |
| 15 | 嘉靖41年 | 12月 5日 | 相応富引家来赤頭船頭職補任辞令書 | 尚元 7年 | 永禄 5年 | 無 | 1562012005 | 巻子 | 竹紙 | 262 | 438 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | 大みねの大やくもい | 仮名文体 |
| 16 | 嘉靖42年 | 11月10日 | 勢治荒富引里主部家来赤頭船頭職補任辞令書 | 尚元 8年 | 永禄 6年 | 無 | 1563011010 | 巻子 | 竹紙 | 260 | 510 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | 大みねの大やくもい | 仮名文体 |
| 17 | 嘉靖45年 | 10月 8日 | 君南風大阿母知行安堵辞令書 | 尚元11年 | 永禄 9年 | | 1566010008 | | − | | | | | | | |
| 18 | 隆慶 2年 | 8月24日 | 笠利間切笠利首里大屋子職補任辞令書 | 尚元13年 | 永禄11年 | 無 | 1568008024 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | きせの大やこ | 仮名文体 |
| 19 | 隆慶 2年 | 8月24日 | 瀬戸内東間切首里大屋子職補任辞令書 | 尚元13年 | 永禄11年 | 無 | 1568008024 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | きせの大やこ | 仮名文体 |
| 20 | 隆慶 3年 | 正月 5日 | 鬼界東間切阿田のろ職補任辞令書 | 尚元14年 | 永禄12年 | 無 | 1569001005 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | ゑくかたる | 仮名文体 |
| 21 | 隆慶 5年 | 6月11日 | 瀬戸内東間切阿木名目差職補任辞令書 | 尚元16年 | 元亀 2年 | 無 | 1571006011 | 裏打 | 楮紙 | 288 | 391 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | なからのおきて | 仮名文体 |
| 22 | 隆慶 6年 | 正月18日 | 屋喜内間切先原目差職補任辞令書 | 尚元17年 | 元亀 3年 | 無 | 1572001018 | 裏打 | 竹紙 | 276 | 392 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | あくにやめさし | 仮名文体 |
| 23 | 隆慶 6年 | 正月18日 | 屋喜内間切屋喜内大屋子職補任辞令書 | 尚元17年 | 元亀 3年 | 無 | 1572001018 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | やまとはまめさし | 仮名文体 |
| 24 | 萬暦 2年 | 5月28日 | 瀬戸内西間切須古茂ねたち知行安堵辞令書(前欠) | 尚永 2年 | 天正 2年 | 無 | 1574005028 | 原形 | 楮紙 | 275 | 250 | 2 | (欠) | しよりより | ねたち | 仮名文体 |
| 25 | 萬暦 2年 | 5月28日 | 瀬戸内西間切須古茂ねたち知行安堵辞令書(写) | 尚永 2年 | 天正 2年 | 無 | 1574005028 | 原形 | 楮紙 | 264 | 760 | 3 | しよりの御み事 | しよりより | ねたち | 仮名文体 |
| 26 | 萬暦 2年 | 5月28日 | 瀬戸内西間切古志さかい知行安堵辞令書 | 尚永 2年 | 天正 2年 | | 1574005028 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | さかい | 仮名文体 |
| 27 | 萬暦 2年 | 5月28日 | 瀬戸内西間切須古茂たる知行安堵辞令書 | 尚永 2年 | 天正 2年 | 無 | 1574005028 | 原形 | 楮紙 | 263 | 760 | 3 | しよりの御み事 | しよりより | たる | 仮名文体 |
| 28 | 萬暦 5年 | 9月 6日 | 北谷間切北谷掟知行安堵辞令書 | 尚永 5年 | 天正 5年 | | 1577009006 | | − | | | | | | | |
| 29 | 萬暦 7年 | 5月 5日 | 屋喜内間切部連大屋子職補任辞令書 | 尚永 7年 | 天正 7年 | 無 | 1579005005 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | 屋けうちの大やこ | 仮名文体 |
| 30 | 萬暦 7年 | 10月 1日 | 名瀬間切首里大屋子職補任辞令書 | 尚永 7年 | 天正 7年 | | 1579010001 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | もとのひかのしよりの大やこ | 仮名文体 |
| 31 | 萬暦10年 | 8月 2日 | 那覇大阿母職補任辞令書 | 尚永10年 | 天正10年 | 無 | 1582008002 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | おとますもい | 仮名文体 |
| 32 | 萬暦10年 | 8月 2日 | 真和志間切内ま人地知行安堵辞令書 | 尚永10年 | 天正10年 | 無 | 1582008002 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | おとますもい | 仮名文体 |
| 33 | 萬暦11年 | 正月27日 | 屋喜内間切名柄のろ職補任辞令書 | 尚永11年 | 天正11年 | 無 | 1583001027 | | 竹紙 | 269 | 391 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | つる | 仮名文体 |
| 34 | 萬暦12年 | 5月12日 | 金武間切恩納のろ職補任辞令書 | 尚永12年 | 天正12年 | | 1584005012 | | − | | | | | | | |
| 35 | 萬暦14年 | 5月 9日 | 今帰仁間切浦崎目差知行安堵辞令書 | 尚永14年 | 天正14年 | | 1586005009 | | − | | | | | | | |
| 36 | 萬暦15年 | 2月12日 | 国頭間切安田里主所安堵辞令書 | 尚永15年 | 天正15年 | | 1587002012 | | − | | | | | | | |
| 37 | 萬暦15年 | 2月12日 | 国頭間切安田よんたもさ掟知行安堵辞令書 | 尚永15年 | 天正15年 | | 1587002012 | | − | | | | | | | |
| 38 | 萬暦15年 | 7月 8日 | 伊平屋仲田里主所安堵辞令書 | 尚永15年 | 天正15年 | 無 | 1587007008 | 軸装 | 楮紙 | 278 | 757 | 3 | しよりの御み事 | しよりより | しよりの大やこ | 仮名文体 |
| 39 | 萬暦15年 | 10月 4日 | 名瀬間切大熊のろ職補任辞令書 | 尚永15年 | 天正15年 | 無 | 1587010004 | 裏打 | 楮紙 | 272 | 442 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | まくも | 仮名文体 |
| 40 | 萬暦16年 | 5月27日 | 瀬戸内東間切首里大屋子職補任辞令書 | 尚永16年 | 天正16年 | 無 | 1588005027 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | 宇宿の大屋子 | 仮名文体 |
| 41 | 萬暦20年 | 10月 3日 | 今帰仁間切与那嶺里主所安堵辞令書 | 尚寧 4年 | 天正20年 | | 1592010003 | | − | | | | | | | |
| 42 | 萬暦21年 | 5月16日 | 真和志間切儀間里主所安堵辞令書 | 尚寧 5年 | 文禄 2年 | 無 | 1593005016 | 巻子 | 楮紙 | 281 | 411 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | きまのさとぬし大やくもい | 仮名文体 |
| 43 | 萬暦22年 | 9月27日 | 屋喜内間切屋鈍のろ職補任辞令書 | 尚寧 6年 | 文禄 3年 | 無 | 1594009027 | 裏打 | 楮紙 | 276 | 370 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | かなしもい | 仮名文体 |
| 44 | 萬暦23年 | 正月12日 | 君南風大阿母知行安堵辞令書 | 尚寧 7年 | 文禄 4年 | | 1595001012 | | − | | | | | | | |
| 45 | 萬暦23年 | 8月29日 | 大宮古間切元首里大屋子知行地内給付辞令書 | 尚寧 7年 | 文禄 4年 | 無 | 1595008029 | 軸装 | 楮紙 | 287 | 825 | 3 | しよりの御み事 | しよりより | しもちの大しより大やこ | 仮名文体 |
| 46 | 萬暦23年 | 9月22日 | 瀬戸内西間切西掟職補任辞令書 | 尚寧 7年 | 文禄 4年 | 無 | 1595009022 | 原形 | 楮紙 | 253 | 340 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | いんほし大さち | 仮名文体 |
| 47 | 萬暦28年 | 正月24日 | 徳西銘間切手々のろ職補任辞令書 | 尚寧12年 | 慶長 5年 | | 1600001024 | | | | | | しよりの御み事 | しよりより | まなへたる | 仮名文体 |
| 48 | 萬暦30年 | 9月10日 | 瀬戸内西間切古志のろ職補任辞令書 | 尚寧14年 | 慶長 7年 | | 1602009010 | | − | | | | しよりの御み事 | しよりより | まかるもい | 仮名文体 |

| | 年号 | 月日 | 名称 | 琉球年号 | 和年号 | 干支 | 西暦 | 形態 | 紙質 | 縦 | 横 | 印章 | 書出 | 差出 | 充名 | 文体 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 49 | 萬暦31年 | 10月17日 | 喜界島荒木間切荒木目差職補任辞令書 | 尚寧15年 | 慶長 8年 | 無 | 1603010017 | 巻子 | 楮紙 | 279 | 345 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | てくつくのおきて | 仮名文体 |
| 50 | 萬暦32年 | 閏 9月18日 | 今帰仁間切辺名地目差職補任辞令書 | 尚寧16年 | 慶長 9年 | 無 | 1604009518 | 裏打 | 楮紙 | 272 | 371 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | うしのくはんのあくかへのさほ | 仮名文体 |
| 51 | 萬暦33年 | 9月18日 | 今帰仁間切中城のろ職補任辞令書 | 尚寧17年 | 慶長10年 | 無 | 1605009018 | | − | | | 2 | しよりの御み事 | しよりより | まうし | 仮名文体 |
| 52 | 萬暦34年 | 8月11日 | 謝国富引里主部家来赤頭船頭職補任辞令書 | 尚寧18年 | 慶長11年 | 無 | 1606008011 | 巻子 | 楮紙 | 278 | 450 | 3 | しよりの御み事 | しよりより | おしあけとみかせんとう大やくもい | 仮名文体 |
| 53 | 萬暦34年 | 11月28日 | 喜界島荒木間切てくさく大屋子職補任辞令書 | 尚寧18年 | 慶長11年 | 無 | 1606011028 | 巻子 | 楮紙 | 279 | 395 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | あらきめさし | 仮名文体 |
| 54 | 萬暦35年 | 閏 6月 6日 | 名瀬間切朝戸掟職補任辞令書(写) | 尚寧19年 | 慶長12年 | 無 | 1607006506 | 原形 | 楮紙 | 275 | 405 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | いしめもいてこく | 仮名文体 |
| 55 | 萬暦35年 | 7月15日 | 今帰仁間具志川のろ職補任並知行安堵辞令書 | 尚寧19年 | 慶長12年 | 無 | 1607007015 | 裏打 | 楮紙 | 263 | 408 | | しよりの御み事 | しよりより | まかとう | 仮名文体 |
| 56 | 萬暦37年 | 2月11日 | 名瀬間切西里主職補任辞令書(写) | 尚寧21年 | 慶長14年 | 無 | 1609002011 | 原形 | 楮紙 | 275 | 405 | 2 | しよりの御み事 | しよりより | あさとおきて | 仮名文体 |
| 57 | 萬暦40年 | 12月□日 | 今帰仁間切謝花掟職補任辞令書 | 尚寧24年 | 慶長17年 | 無 | 1612012099 | 裏打 | 楮紙 | 254 | 397 | | しよりの御み事 | − | みのへはんの□□ | 仮名文体 |
| 58 | 天啓 2年 | 10月 1日 | 羽地間切大のろくもい職補任辞令書 | 尚豊 2年 | 元和 8年 | 無 | 1622010001 | | | | | | 首里の御み事 | − | ひやかな | 仮名文体 |
| 59 | 天啓 5年 | 4月20日 | 羽地間切屋嘉のろ職補任辞令書 | 尚豊 5年 | 寛永 2年 | 無 | 1625004020 | 軸装 | 竹紙 | 282 | 465 | 2 | 首里の御み事 | − | おとう | 仮名文体 |
| 60 | 天啓 6年 | 8月28日 | 八重山間切新本目差職補任辞令書 | 尚豊 6年 | 寛永 3年 | | 1626008028 | | | 245 | 387 | | 首里の御み事 | − | | 仮名文体 |
| 61 | 天啓 7年 | 6月22日 | 真和志間切儀間村知行安堵辞令書 | 尚豊 7年 | 寛永 4年 | 無 | 1627006022 | 巻子 | 竹紙 | 295 | 455 | 2 | 首里の御み事 | − | きまの大やくもい | 仮名文体 |
| 62 | 天啓 8年 | 4月28日 | 仕上世奉行職補任辞令書 | 尚豊 8年 | 寛永 5年 | 無 | 1628004028 | 巻子 | 竹紙 | 296 | 430 | 2 | 首里の御み事 | − | 儀間の里之子大やくもひ | 仮名文体 |
| 63 | 崇禎 4年 | 9月 2日 | 大宮古間切仲筋目差職補任辞令書 | 尚豊11年 | 寛永 8年 | 無 | 1631009002 | 額装 | 竹紙 | 288 | 398 | 2 | 首里の御み事 | − | いるいんしめさし | 仮名文体 |
| 64 | 崇禎 4年 | 12月25日 | 真和志間切儀間村知行安堵辞令書 | 尚豊11年 | 寛永 8年 | 無 | 1631012025 | 巻子 | 竹紙 | 282 | 438 | 2 | 首里の御み事 | − | きまの里之子親雲上 | 仮名文体 |
| 65 | 崇禎 7年 | 8月 8日 | 勢遣富引里主部家来赤頭筑殿職補任辞令書 | 尚豊14年 | 寛永11年 | 無 | 1634008008 | 巻子 | 竹紙 | 284 | 454 | 2 | 首里の御み事 | − | きま之子 | 仮名文体 |
| 66 | 光弘元年 | 8月10日 | 大宮古間切仲筋与人職補任辞令書 | 尚賢 5年 | 正保 2年 | 無 | 1645008010 | 額装 | 竹紙 | 276 | 394 | 2 | 首里の御み事 | − | なかすしのめさし | 仮名文体 |
| 67 | 隆武 3年 | 8月28日 | 大宮古間切多良間首里大屋子職補任辞令書 | 尚賢 6年 | 正保 3年 | 無 | 1646008028 | 額装 | 竹紙 | 277 | 388 | 2 | 首里の御み事 | − | 中すんじ与人 | 仮名文体 |
| 68 | 順治 9年 | 10月 9日 | 大宮古間切水納目差職補任辞令書 | 尚質 5年 | 承応元年 | 無 | 1652110009 | 額装 | 楮紙 | 264 | 358 | 2 | 首里の御み事 | − | まさり | 仮名文体 |
| 69 | 順治16年 | 6月15日 | 渡嘉敷島首里大屋子職補任辞令書 | 尚質12年 | 万治 2年 | 己亥 | 1659006015 | 裏打 | 楮紙 | 242 | 331 | 2 | 首里の御み事 | − | しよりの□□□□□ | 仮名文体 |
| 70 | □□□年 | □月2□日 | 渡名喜島首里大屋子職補任辞令書 | | | 不詳 | 9999199929 | 裏打 | 楮紙 | 233 | 331 | 2 | 首里の御□事 | − | ももなみ | 仮名文体 |
| 71 | 順治17年 | 12月15日 | 勢高富引里主部家来赤頭筑殿職補任辞令書 | 尚質13年 | 万治 3年 | 庚子 | 1660012015 | 巻子 | 楮紙 | 295 | 374 | 2 | 首里の御み事 | − | 儀間し | 仮名文体 |
| 72 | 康熙10年 | 正月17日 | 真和志間切儀間里主所知行安堵辞令書 | 尚貞 3年 | 寛文11年 | 辛亥 | 1671001017 | 巻子 | 竹紙 | 295 | 374 | 2 | 首里之御詔 | − | 儀間築登之親雲上 | 漢文体 |
| 73 | 康熙37年 | 5月16日 | 豊見城間切田頭里主所安堵辞令書 | 尚貞30年 | 元禄11年 | 戊寅 | 1698005016 | 巻子 | 竹紙 | 293 | 448 | 2 | 首里之御詔 | − | 儀間築登之親雲上 | 漢文体 |
| 74 | 康熙44年 | 8月18日 | 羽地間切我部祖河大屋子職補任辞令書 | 尚貞37年 | 宝永 2年 | | 1705008018 | | | | | | | | | |
| 75 | 康熙48年 | 11月 4日 | 小禄間切儀間里主所安堵辞令書 | 尚貞41年 | 宝永 6年 | 己丑 | 1709011004 | 巻子 | 竹紙 | 290 | 450 | 2 | 首里之御詔 | − | 前田頭親雲上 | 漢文体 |
| 76 | 康熙50年 | 6月 3日 | 久米仲里間切比嘉大屋子職補任辞令書 | 尚益 2年 | 正徳元年 | 辛卯 | 1711106003 | 裏打 | 竹紙 | 275 | 405 | 2 | 首里之御詔 | − | 比嘉丹也 | 漢文体 |
| 77 | 康熙51年 | 6月17日 | 兼城間切武富里主所安堵辞令書 | 尚益 3年 | 正徳 2年 | 壬辰 | 1712006017 | 巻子 | 竹紙 | 280 | 420 | 2 | 首里之御詔 | − | 儀間親雲上 | 漢文体 |
| 78 | 康熙52年 | 9月13日 | 久米仲里間切比嘉大屋子職補任辞令書 | 尚敬元年 | 正徳 3年 | 癸巳 | 1713009013 | 裏打 | 竹紙 | 279 | 401 | 2 | 首里之御詔 | − | 前比嘉親雲上 | 漢文体 |
| 79 | 康熙52年 | 12月12日 | 鍛冶奉行職補任辞令書 | 尚敬元年 | 正徳 3年 | 癸巳 | 1713012012 | 巻子 | 竹紙 | 274 | 425 | | 首里之御詔 | − | 武富親雲上 | 漢文体 |
| 80 | 康熙56年 | 4月 7日 | 久米仲里間切比嘉大屋子職補任辞令書 | 尚敬 5年 | 享保 2年 | 丁酉 | 1717004007 | 裏打 | 竹紙 | 289 | 405 | 2 | 首里之御詔 | − | 比嘉丹也 | 漢文体 |
| 81 | 康熙57年 | 正月26日 | 渡嘉敷間切惣地頭職補任辞令書 | 尚敬 6年 | 享保 3年 | 戊戌 | 1718001026 | 巻子 | 竹紙 | 278 | 433 | 2 | 首里之御詔 | − | 武富親雲上 | 漢文体 |
| 82 | 康熙59年 | 6月15日 | 渡嘉敷間切惣地頭職補任辞令書 | 尚敬 8年 | 享保 5年 | 庚子 | 1720006015 | 巻子 | 竹紙 | 285 | 445 | 2 | 首里之御詔 | − | 渡嘉敷筑登之親雲上 | 漢文体 |
| 83 | 雍正 2年 | 2月16日 | 渡嘉敷間切阿波連里主所安堵辞令書 | 尚敬12年 | 享保 9年 | 甲辰 | 1724002016 | 折本 | 竹紙 | 282 | 449 | 2 | 首里之御詔 | − | 渡□地筑登之親雲上 | 漢文体 |
| 84 | 雍正10年 | 2月 6日 | 御物城職補任辞令書 | 尚敬20年 | 享保17年 | 壬子 | 1732002006 | 折本 | 竹紙 | 267 | 405 | 2 | □□□□□ | − | 蔡氏安波連親雲上政房 | 漢文体 |
| 85 | 雍正10年 | 4月22日 | 渡嘉敷間切惣地頭職補任辞令書 | 尚敬20年 | 享保17年 | 壬子 | 1732004022 | 巻子 | 竹紙 | 266 | 380 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏次男渡嘉敷子真富 | 漢文体 |
| 86 | 雍正11年 | 12月 6日 | 具志頭間切喜納里主所安堵辞令書 | 尚敬21年 | 享保18年 | 癸丑 | 1733012006 | 折本 | 竹紙 | 275 | 429 | 2 | 首里之御詔 | − | 蔡氏阿波連親雲上政房 | 漢文体 |
| 87 | 乾隆元年 | 4月29日 | 伊平屋島銘苅大屋子職補任辞令書 | 尚敬24年 | 元文元年 | 丙辰 | 1736104029 | 裏打 | 竹紙 | 275 | 438 | 2 | 首里之御詔 | − | 向氏猶子東江仁屋朝典 | 漢文体 |
| 88 | 乾隆 6年 | 7月10日 | 伊平屋島銘苅大屋子職補任辞令書 | 尚敬29年 | 寛保元年 | 辛酉 | 1741107010 | 裏打 | 竹紙 | 275 | 445 | 2 | 首里之御詔 | − | 向氏猶子島尻筑登之朝義 | 漢文体 |
| 89 | 乾隆12年 | 6月 6日 | 今帰仁間切運天里主所安堵辞令書 | 尚敬35年 | 延享 4年 | 丁卯 | 1747006006 | 裏打 | 竹紙 | 337 | 430 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏渡嘉敷筑登之親雲上真守 | 漢文体 |
| 90 | 乾隆14年 | 7月19日 | 渡嘉敷間切惣地頭職補任辞令書 | 尚敬37年 | 寛延 2年 | 己巳 | 1749007019 | 巻子 | 竹紙 | 317 | 447 | 2 | □□□□□ | − | 麻氏嫡子渡嘉敷子真忠 | 漢文体 |
| 91 | 乾隆15年 | 12月20日 | 恩納間切名嘉真里主所安堵辞令書 | 尚敬38年 | 寛延 3年 | 庚午 | 1750012020 | 折本 | 竹紙 | 331 | 470 | 2 | 首里之御詔 | − | 嫡子□□政盛□納里之子親雲上 | 漢文体 |
| 92 | 乾隆21年 | 4月 1日 | 越来間切諸見里里主所安堵辞令書 | 尚穆 5年 | 宝暦 6年 | 丙子 | 1756004001 | 裏打 | 竹紙 | 333 | 364 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏上運天親雲上真主 | 漢文体 |
| 93 | 乾隆24年 | 12月 1日 | 渡嘉敷間切惣地頭職補任辞令書 | 尚穆 8年 | 宝暦 9年 | 癸卯 | 1759012001 | 巻子 | 竹紙 | 270 | 445 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏渡嘉敷里子親雲上真勝 | 漢文体 |
| 94 | 乾隆25年 | 12月 1日 | 諸見里親雲上真守知行高安堵辞令書 | 尚穆 9年 | 宝暦10年 | 庚辰 | 1760012001 | 裏打 | 竹紙 | 334 | 462 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏諸見里親雲上真守 | 漢文体 |
| 95 | 乾隆27年 | 8月21日 | 八重山頭大浜大首里大屋子職補任辞令書 | 尚穆11年 | 宝暦12年 | 壬午 | 1762008021 | 軸装 | 竹紙 | 307 | 416 | 2 | 首里之御詔 | − | 山陽氏西表首里大屋子長孝 | 漢文体 |
| 96 | 乾隆33年 | 2月27日 | 渡嘉敷間切惣地頭職補任辞令書 | 尚穆17年 | 明和 5年 | 戊子 | 1768002027 | 巻子 | 竹紙 | 315 | 430 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏嫡子渡嘉敷里之子親雲上真喜 | 漢文体 |
| 97 | 乾隆34年 | 8月24日 | 越来間切諸見里里主所安堵辞令書 | 尚穆18年 | 明和 6年 | 己丑 | 1769008024 | 裏打 | 竹紙 | 330 | 465 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏嫡子諸見里里主親雲上真弘 | 漢文体 |

| | 年号 | 月日 | 名称 | 琉球年号 | 和年号 | 干支 | 西暦 | 形態 | 紙質 | 縦 | 横 | 印章 | 書出 | 差出 | 充名 | 文体 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 98 | 乾隆36年 | 6月 1日 | 読谷山間切古堅里主所安堵辞令書 | 尚穆20年 | 明和 8年 | 辛卯 | 1771006001 | 折本 | 竹紙 | 336 | 479 | 2 | 首里之御詔 | − | 蔡氏嫡子喜納里之子親雲上政知 | 漢文体 |
| 99 | 乾隆37年 | 12月 1日 | 久志間切有銘安堵辞令書 | 尚穆21年 | 安永元年 | 壬辰 | 1772112001 | 巻子 | 竹紙 | 314 | 452 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏嫡子儀間筑登之親雲上真令 | 漢文体 |
| 100 | 乾隆40年 | 9月26日 | 八重山島頭宮良大首里大屋子職補任辞令書 | 尚穆24年 | 安永 4年 | 乙未 | 1775009026 | 軸装 | 竹紙 | 322 | 450 | 2 | 首里之御詔 | − | 長栄氏桃原与人真般 | 漢文体 |
| 101 | 乾隆40年 | 9月26日 | 八重山島頭大浜大首里大屋子職補任辞令書 | 尚穆24年 | 安永 4年 | 乙未 | 1775009026 | 軸装 | 竹紙 | 307 | 428 | 2 | 首里之御詔 | − | 夏林氏川平与人賢永 | 漢文体 |
| 102 | 乾隆42年 | 4月12日 | 八重山島頭大浜大首里大屋子職補任辞令書 | 尚穆26年 | 安永 6年 | 丁酉 | 1777004012 | 軸装 | 竹紙 | 321 | 406 | 2 | 首里之御詔 | − | 山陽氏大川与人長致 | 漢文体 |
| 103 | 乾隆44年 | 4月13日 | 伊平屋島田名里主所安堵辞令書 | 尚穆28年 | 安永 8年 | 己亥 | 1779004013 | 巻子 | 竹紙 | 315 | 444 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏猶子渡嘉敷思亀真幸 | 漢文体 |
| 104 | 乾隆47年 | 2月 1日 | 御物城職補任辞令書 | 尚穆31年 | 天明 2年 | 壬寅 | 1782002001 | 折本 | 竹紙 | 340 | 465 | 2 | 首里之御詔 | − | 蔡氏古堅親雲上政知 | 漢文体 |
| 105 | 乾隆47年 | 5月 3日 | 越来間切諸見里里主所安堵辞令書 | 尚穆31年 | 天明 2年 | 壬寅 | 1782005003 | 裏打 | 竹紙 | 348 | 462 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏嫡子諸見里里主親雲上真昆 | 漢文体 |
| 106 | 乾隆47年 | 10月18日 | 玉城間切屋嘉部里主所安堵辞令書 | 尚穆31年 | 天明 2年 | 壬寅 | 1782010018 | 折本 | 竹紙 | 338 | 470 | 2 | 首里之御詔 | − | 蔡氏古堅親雲上政知 | 漢文体 |
| 107 | 乾隆50年 | 4月26日 | 玉城間切屋嘉部里主所安堵辞令書 | 尚穆34年 | 天明 5年 | 乙巳 | 1785004026 | 折本 | 竹紙 | 338 | 472 | 2 | 首里之御詔 | − | 蔡氏嫡子屋嘉都里子親雲上政賀 | 漢文体 |
| 108 | 乾隆52年 | 5月13日 | 八重山島頭大浜大首里大屋子職補任辞令書 | 尚穆36年 | 天明 7年 | 丁未 | 1787005013 | 軸装 | 竹紙 | 320 | 414 | 2 | 首里之御詔 | − | 松茂氏西表首里大屋子当克 | 漢文体 |
| 109 | 乾隆58年 | 10月 1日 | 越来間切諸見里里主所安堵辞令書 | 尚穆42年 | 寛政 5年 | 癸丑 | 1793010001 | 裏打 | 竹紙 | 339 | 468 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏嫡子諸見里恩武太真恩 | 漢文体 |
| 110 | 嘉慶 2年 | 6月21日 | 八重山島頭大浜大首里大屋子職補任辞令書 | 尚温 3年 | 寛政 9年 | 丁巳 | 1797006021 | 軸装 | 竹紙 | 320 | 416 | 2 | 首里之御詔 | − | 山陽氏西表首里大屋子長演 | 漢文体 |
| 111 | 嘉慶10年 | 5月12日 | 伊平屋島田名里主所安堵辞令書 | 尚灝 2年 | 文化 2年 | 乙丑 | 1805005012 | 巻子 | 竹紙 | 314 | 433 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏猶子田名子真英 | 漢文体 |
| 112 | 嘉慶11年 | 6月 1日 | 宮古島頭平良大首里大屋子職補任辞令書 | 尚灝 3年 | 文化 3年 | 丁卯 | 1806006001 | 軸装 | 竹紙 | 284 | 410 | 2 | 首里之御詔 | − | 白川氏友利首里大屋子恵寛 | 漢文体 |
| 113 | 嘉慶17年 | 4月 1日 | 八重山島頭宮良大首里大屋子職補任辞令書 | 尚灝 9年 | 文化 9年 | 壬申 | 1812004001 | 軸装 | 竹紙 | 307 | 428 | 2 | 首里之御詔 | − | 森林氏西表首里大屋子賢則 | 漢文体 |
| 114 | 嘉慶19年 | 8月27日 | 具志川間切兼ヶ段里主安堵辞令書 | 尚灝11年 | 文化11年 | 甲戌 | 1814008027 | 仮装 | 竹紙 | 332 | 465 | 2 | 首里之御詔 | − | 東氏嫡子天願里子親雲上政平 | 漢文体 |
| 115 | 嘉慶24年 | 8月16日 | 八重山島頭宮良大首里大屋子職補任辞令書 | 尚灝16年 | 文政 2年 | 己卯 | 1819008016 | 軸装 | 竹紙 | 321 | 412 | 2 | 首里之御詔 | − | 松茂氏与那国首里大屋子当演 | 漢文体 |
| 116 | 道光元年 | 6月 7日 | 大里間切古堅里主安堵辞令書 | 尚灝18年 | 文政 4年 | 辛巳 | 1821006007 | 仮装 | 竹紙 | 332 | 456 | 2 | 首里之御詔 | − | 東氏兼ヶ段親雲上政平 | 漢文体 |
| 117 | 道光元年 | 10月 2日 | 宮古島頭平良大首里大屋子職補任辞令書 | 尚灝18年 | 文政 4年 | 辛巳 | 1821010002 | 軸装 | 竹紙 | 315 | 410 | 2 | 首里之御詔 | − | 白川氏狩俣首里大屋子恵孝 | 漢文体 |
| 118 | 道光 9年 | 5月18日 | 美里間切惣地頭職補任并知行安堵辞令書 | 尚灝26年 | 文政12年 | 己丑 | 1829005018 | 裏打 | 竹紙 | 324 | 450 | 2 | 首里之御詔 | − | 毛氏嫡子嶋原樽全安綱 | 漢文体 |
| 119 | 道光11年 | 7月 9日 | 八重山島頭宮良大首里大屋子職補任辞令書 | 尚灝28年 | 天保 2年 | 辛卯 | 1831007009 | 軸装 | 竹紙 | 306 | 428 | 2 | 首里之御詔 | − | 夏林氏波照間首里大屋子賢栄 | 漢文体 |
| 120 | 道光12年 | 10月 3日 | 伊平屋島田名里主所安堵辞令書 | 尚灝29年 | 天保 3年 | 壬辰 | 1832010003 | 巻子 | 竹紙 | 314 | 427 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏跡目田名里子親雲上真彬 | 漢文体 |
| 121 | 道光18年 | 12月 1日 | 中議大夫職補任辞令書 | 尚育 4年 | 天保 9年 | | 1838012001 | | | 310 | 455 | | | | | |
| 122 | 道光22年 | 7月25日 | 宮古島頭砂川大首里大屋子職補任辞令書 | 尚育 8年 | 天保13年 | 壬寅 | 1842007025 | 軸装 | 竹紙 | 302 | 411 | 2 | 首里之御詔 | − | 白川氏狩俣首里大屋子恵章 | 漢文体 |
| 123 | 道光23年 | 閏 7月29日 | 八重山島大阿母職補任辞令書 | 尚育 9年 | 天保14年 | 癸卯 | 1843007529 | 軸装 | 竹紙 | 308 | 441 | 2 | 首里之御詔 | − | 前大阿母嫁まひおま | 漢文体 |
| 124 | 道光28年 | 2月 1日 | 正議大夫職補任辞令書 | 尚泰元年 | 嘉永元年 | | 1848102001 | | | 310 | 452 | | 首里之御詔 | − | 周大光古謝通事親雲上 | 漢文体 |
| 125 | 道光28年 | 2月 1日 | 久志間切有銘知行安堵辞令書 | 尚泰元年 | 嘉永元年 | | 1848102001 | | | 310 | 462 | | 首里之御詔 | − | 周大光古謝通事親雲上 | 漢文体 |
| 126 | 道光30年 | 12月 6日 | 伊平屋島田名里主所安堵辞令書 | 尚泰 3年 | 嘉永 3年 | 庚戌 | 1850012006 | 巻子 | 竹紙 | 314 | 451 | 2 | 首里之御詔 | − | 麻氏嫡子田名里子親雲上真儀 | 漢文体 |
| 127 | 咸豊元年 | 3月26日 | 宮古島頭下地大首里大屋子職補任辞令書 | 尚泰 4年 | 嘉永 4年 | 辛亥 | 1851003026 | 軸装 | 竹紙 | 323 | 459 | 2 | 首里之御詔 | − | 向裔氏狩俣首里大屋子朝祥 | 漢文体 |
| 128 | 咸豊元年 | 8月 1日 | 八重山島頭宮良大首里大屋子職補任辞令書 | 尚泰 4年 | 嘉永 4年 | 辛亥 | 1851008001 | 軸装 | 竹紙 | 319 | 455 | 2 | 首里之御詔 | − | 山陽氏古見首里大屋子長房 | 漢文体 |
| 129 | 咸豊元年 | 8月11日 | 八重山島大阿母職補任辞令書 | 尚泰 4年 | 嘉永 4年 | 辛亥 | 1851008011 | 軸装 | 竹紙 | 310 | 441 | 2 | 首里之御詔 | − | 女子いんつめい | 漢文体 |
| 130 | 咸豊 6年 | 9月25日 | 八重山島頭宮良大首里大屋子職補任辞令書 | 尚泰 9年 | 安政 3年 | 丙辰 | 1856009025 | 軸装 | 竹紙 | 296 | 408 | 2 | 首里之御詔 | − | 夏林氏黒嶋首里大屋子賢保 | 漢文体 |
| 131 | 咸豊 8年 | 11月 6日 | 周大光阿賀嶺親方知行安堵辞令書 | 尚泰11年 | 安政 5年 | 戊午 | 1858011006 | 裏打 | 竹紙 | 328 | 457 | 2 | 首里之御詔 | − | 周大光阿賀嶺親方 | 漢文体 |
| 132 | 咸豊12年 | 5月22日 | 三司官職補任并知行安堵辞令書 | 尚泰15年 | 文久 2年 | | 1862005022 | | − | | | | | | | |
| 133 | 同治 2年 | 3月29日 | 宮古島頭平良大首里大屋子職補任辞令書 | 尚泰16年 | 文久 3年 | 癸亥 | 1863003029 | 軸装 | 竹紙 | 315 | 397 | 2 | 首里之御詔 | − | 忠導氏狩俣首里大屋子玄安 | 漢文体 |
| 134 | 同治 5年 | 2月 1日 | 御物城職補任辞令書 | 尚泰19年 | 慶応 2年 | 丙寅 | 1866002001 | 折本 | 竹紙 | 331 | 460 | 2 | 首里之御詔 | − | 蔡氏嫡子屋嘉都里子親雲上政宜 | 漢文体 |
| 135 | 同治 5年 | 2月 1日 | 南風原間切仲本安堵辞令書 | 尚泰19年 | 慶応 2年 | 丙寅 | 1866002001 | 折本 | 竹紙 | 331 | 461 | 2 | 首里之御詔 | − | 蔡氏嫡子屋嘉都里子親雲上政宜 | 漢文体 |
| 136 | 同治 6年 | 8月 1日 | 宜野湾間切新城里主所安堵辞令書 | 尚泰20年 | 慶応 3年 | 丁卯 | 1867008001 | 折本 | 竹紙 | 330 | 464 | 2 | 首里之御詔 | − | 蔡氏仲本親雲上政宜 | 漢文体 |
| 137 | 同治 6年 | 9月 5日 | 八重山島頭石垣大首里大屋子職補任辞令書 | 尚泰20年 | 慶応 3年 | 丁卯 | 1867009005 | 軸装 | 竹紙 | 303 | 426 | 2 | 首里之御詔 | − | 山陽氏古見首里大屋子長有 | 漢文体 |
| 138 | 同治11年 | 8月25日 | 八重山島頭宮良大首里大屋子職補任辞令書 | 尚泰25年 | 明治 5年 | 壬申 | 1872008025 | 軸装 | 竹紙 | 311 | 410 | 2 | 首里之御詔 | − | 松茂氏古見首里大屋子当宗 | 漢文体 |
| 139 | 同治12年 | 9月14日 | 美里間切伊波里主所安堵辞令書 | 尚泰26年 | 明治 6年 | | 1873009014 | | − | | | | | | | |
| 140 | 同治13年 | 8月29日 | 宮古島頭平良大首里大屋子職補任辞令書 | 尚泰27年 | 明治 7年 | 甲戌 | 1874008029 | 軸装 | 竹紙 | 325 | 375 | 2 | 首里之御詔 | − | 土原氏松原首里大屋子春信 | 漢文体 |

## 表２　国王起請文

| | 番号 | 年 | 月日 | 西暦 | 文書名 | 差出 | 充名（外題） | 内容 | 即位 | 本紙紙質 | 本紙寸法 | 牛王紙 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2212 | 慶長十六年辛亥 | 菊月 | 1611009099 | 中山王尚寧起請文 | 中山王／尚寧(花押) | 進上　羽林家久公 | 永止帰郷之恩、対薩州不可存疎意／御法度不可致違乱 | 1589 | 楮紙引合 | 36.0×62.1 | 那智滝 |
| 2 | 2649 | 寛永十六年己卯 | 二月十一日 | 1639002011 | 琉球国司尚豊起請文 | 琉球国司／尚豊(花押)(血判) | − | 家久様以御意即位／奉対薩州々君不可存疎意 | 1621 | 斐紙間似合 | 20.5×42.8 | 那智滝 |
| 3 | 2790 | 正保四年丁亥 | 四月廿一日 | 1647004021 | 琉球国司尚賢起請文 | 琉球国司尚賢(花押)(血判) | − | 此邦相続儀被仰／御芳恩生々世々不可有忘却 | 1641 | 楮紙奉書紙 | 21.1×30.7 | 那智滝 |
| 4 | 2815 | 慶安貳年己丑 | 二月七日 | 1649002007 | 琉球国司尚質起請文 | 琉球国司尚質(花押)(血判) | − | 此邦相続儀被仰／御芳恩生々世々不可有忘却 | 1648 | 楮紙奉書紙 | 21.6×34.0 | 那智滝 |
| 5 | 3280 | 寛文拾年庚戌 | 五月十五日 | 1670005015 | 琉球国司尚貞起請文 | 琉球国司尚貞(花押)(血判) | − | 先国司跡職被仰付／此御厚恩生涯忘却仕間敷候 | 1669 | 楮紙奉書紙 | 33.6×50.4 | 那智滝 |
| 6 | 6345 | 宝永七年庚寅 | 五月吉日 | 1710005099 | 琉球国司尚益起請文 | 琉球国司／尚益(花押)(血判) | − | 先国司跡職被仰付／此御厚恩生涯忘却仕間敷事 | 1709 | 斐紙鳥子 | 33.4×70.8 | 那智滝 |
| 7 | 6392 | 正徳五年乙未 | 五月三日 | 1715005003 | 中山王尚敬起請文 | 中山王／尚敬(花押)(血判) | 進上　中将様(島津吉貴) | 先国王跡職被仰付／此御厚恩生涯忘却仕間敷事 | 1713 | 斐紙間似合 | 32.6×70.4 | 那智滝 |
| 8 | 6827 | 宝暦五年乙亥 | 五月九日 | 1755005009 | 中山王尚穆起請文 | 中山王／尚穆(花押)(血判) | 進上　太守様(島津重豪) | 先国王跡職被仰付／此御厚恩生涯忘却仕間敷事 | 1752 | 斐紙鳥子 | 35.4×60.2 | 那智滝 |
| 9 | 7922 | 天明七年丁未 | 六月四日 | 1787006006 | 中山王尚穆起請文 | 中山王／尚穆(花押)(血判) | 進上　少将様 | 先国王跡職被仰付／此御厚恩生涯忘却仕間敷事 | 1752 | 斐紙鳥子 | 35.5×91.8 | 那智滝 |
| 10 | 7926 | 寛政十二年庚申 | 四月十五日 | 1800004015 | 中山王尚温起請文 | 中山王／尚温(花押)(血判) | 進上　太守様 | 先国王跡職被仰付／此御厚恩生涯忘却仕間敷事 | 1795 | 斐紙間似合 | 35.5×79.0 | 那智滝 |
| 11 | 7937 | 文化二年乙丑 | 五月九日 | 1805005009 | 中山王尚灝起請文 | 中山王／尚灝(花押)(血判) | 進上　中将様(島津斉宣) | 先国王跡職被仰付／此御厚恩生涯忘却仕間敷事 | 1804 | 斐紙間似合 | 35.5×79.0 | 那智滝 |
| 12 | 8000 | 文化七年庚午 | 四月二十九日 | 1810004029 | 中山王尚灝起請文 | 中山王／尚灝(花押)(血判) | 進上　少将様(島津斉興) | 先国王跡職被仰付 | 1804 | 斐紙間似合 | 35.4×88.0 | 熊野山 |
| 13 | 8157 | 文政十一年戊子 | 五月十二日 | 1828005012 | 中山王尚育起請文 | 中山王／尚育(花押)(血判) | 進上　中将様(島津斉興) | 尚顕隠居家督被仰付／此御厚恩生涯忘却仕間敷事 | 1835 | 斐紙間似合 | 35.4×80.4 | 那智滝 |
| 14 | 8417 | 安政五年戊午 | 五月九日 | 1858005009 | 中山王尚泰起請文 | 中山王／尚泰(花押)(血判) | 進上　中将様(島津斉彬) | 先国王跡職被仰付／此御厚恩生涯忘却仕間敷事 | 1848 | 斐紙間似合 | 35.4×80.2 | 那智滝 |
| 15 | 8418 | 安政六年巳未 | 五月六日 | 1859005006 | 中山王尚泰起請文 | 中山王／尚泰(花押)(血判) | 進上　少将殿(島津茂久(忠義)) | 先国王跡職被仰付／此御厚恩生涯忘却仕間敷事 | 1848 | 斐紙間似合 | 35.4×92.0 | 那智滝 |

## 表３　摂政起請文

| | 番号 | 年 | 月日 | 西暦 | 文書名 | 差出 | 充名 | 内容 | 本文紙質 | 本文法量 | 牛王 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 3894 | 慶長二十年 | 六月吉日 | 1615006099 | 佐鋪王子朝昌起請文 | 佐鋪王子／朝昌（花押）（血判） | 高橋大炊助・町田駿河守（惟新様、奥州様） | 赦帰国、任摂政 | 竹紙 | 28.4×62.1 | 那智滝 |
| 2 | 6763 | 正徳三年癸巳 | 五月吉日 | 1713005099 | 豊見城王子朝匡起請文 | 豊見城王子／朝匡（花押）（血判） | (吉貴様、忠休様) | 去歳小禄王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 36.0×47.5 | 那智滝 |
| 3 | 6962 | 享保八年癸卯 | 五月十六日 | 1723005016 | 北谷王子朝騎起請文 | 北谷王子／朝騎（花押）（血判） | (継豊様、吉貴様) | 去歳豊見城王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.5×53.0 | 熊野本宮 |
| 4 | 7513 | 宝暦六年丙子 | 三月二十八日 | 1756003028 | 今帰仁王子朝義起請文 | 今帰仁王子／朝義（花押）（血判） | (忠洪様、継豊様) | 去歳北谷王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.4×52.2 | 那智滝 |
| 5 | 7650 | 明和八年辛卯 | 四月六日 | 1771004006 | 読谷山王子朝恒起請文 | 読谷山王子／朝恒（花押）（血判） | (重豪様) | 去歳今帰仁王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.2×52.8 | 那智滝 |
| 6 | 7847 | 寛政七年乙卯 | 五月四日 | 1795005004 | 浦添王子朝央起請文 | 浦添王子／朝央（花押）（血判） | (斉宣様、重豪様) | 去歳読谷山王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.5×52.5 | 熊野山 |
| 7 | 7917 | 寛政十一年己未 | 五月八日 | 1799005008 | 義村王子朝宣起請文 | 義村王子／朝宣（花押）（血判） | (御二殿様) | 去歳浦添王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.0×47.1 | 那智滝 |
| 8 | 7743 | 文化元年甲子 | 五月十四日 | 1804105014 | 読谷山王子朝英起請文 | 読谷山王子／朝英（花押）（血判） | (斉宣様、重豪様、忠温様) | 去歳義村王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.0×51.5 | 那智滝 |
| 9 | 7990 | 文化七年庚午 | 五月三日 | 1810005003 | 読谷山王子朝敕起請文 | 読谷山王子／朝敕（花押）（血判） | (斉興様、重豪様、斉宣様) | 摂政役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.8×52.9 | 那智滝 |
| 10 | 8129 | 文化十五年戊寅 | 五月二十四日 | 1818005024 | 宜野湾王子朝祥起請文 | 宜野湾王子／朝祥（花押）（血判） | (御三殿様様、若殿様) | 去歳読谷山王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.1×53.2 | 那智滝 |
| 11 | 8132 | 文政六年癸未 | 五月十二日 | 1823005012 | 羽地王子朝美起請文 | 羽地王子／朝美（花押）（血判） | (斉興様、重豪様、斉宣様、忠方様) | 去歳宜野湾王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.2×52.0 | 那智滝 |
| 12 | 8162 | 天保三年壬辰 | 五月七日 | 1832005007 | 豊見城王子朝春起請文 | 豊見城王子／朝春（花押）（血判） | (斉興様、重豪様、斉宣様、斉淋様) | 去歳羽地王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.5×51.8 | 那智滝 |
| 13 | 8180 | 天保七年丙申 | 四月二十八日 | 1836004028 | 浦添王子朝憙起請文 | 浦添王子／朝憙（花押）（血判） | (斉興様、斉宣様、斉淋様) | 去歳豊見城王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.3×51.3 | 那智滝 |
| 14 | 8308 | 嘉永四年辛亥 | 五月二十二日 | 1851005022 | 浦添王子朝憙起請文 | 浦添王子／朝憙（花押）（血判） | (御三殿様) | 摂政役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.7×52.1 | 那智滝 |
| 15 | 8314 | 嘉永五年壬子 | 五月二十一日 | 1852005021 | 大里王子朝教起請文 | 大里王子／朝教（花押）（血判） | (御三殿様) | 今般浦添王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.4×52.6 | 那智滝 |
| 16 | 8419 | 安政六年巳未 | 五月九日 | 1859005006 | 大里王子朝教起請文 | 大里王子／朝教（花押）（血判） | (茂久様、斉興様) | 摂政役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.7×51.9 | 那智滝 |
| 17 | 8458 | 万延二年辛酉 | 四月二十四日 | 1861004024 | 与那城王子朝紀起請文 | 与那城王子／朝紀（花押）（血判） | (茂久様) | 今般大里王子跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.1×51.5 | 那智滝 |

## 表４　三司官起請文

| | 番号 | 年 | 月日 | 西暦 | 文書名 | 差出 | 充名 | 内容 | 本紙紙質 | 本紙寸法 | 牛王 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 6756 | 元禄十三年庚辰 | 四月二十六日 | 1700004026 | 池城安倚起請文 | 池城親方／安倚（花押）（血判） | 川上式部殿（久重）／（綱貴様、吉貴様） | 去年三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 32.5×43.1 | 那智滝 |
| 2 | 6757 | 元禄十四年辛巳 | 四月二十日 | 1701004020 | 田場良衆起請文 | 田場親方／良衆（花押）（血判） | 川上式部殿（久重）／（綱貴様、吉貴様） | 去年三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 35.8×45.8 | 熊野山 |
| 3 | 6758 | 元禄十六年癸未 | 卯月十八日 | 1703004018 | 識名盛命起請文 | 識名親方／盛命（花押）（血判） | 川上式部殿（久重）／（綱貴様、吉貴様） | 去年三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 35.4×49.0 | 那智滝 |
| 4 | 6759 | 宝永二年乙酉 | 十二月十八日 | 1705012018 | 越来朝竒起請文 | 越来按司／朝竒（花押）（血判） | （吉貴様、鍋三郎様） | 今度北谷按司跡役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 33.6×49.2 | 那智滝 |
| 5 | 6761 | 宝永八年辛卯 | 四月廿五日 | 1711004025 | 田島朝由起請文 | 田島親方／朝由（花押）（血判） | （吉貴様、忠休様） | 去年三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 39.0×49.7 | 那智滝 |
| 6 | 6762 | 宝永八年辛卯 | 四月廿五日 | 1711004025 | 浦添良意起請文 | 浦添親方／良意（花押）（血判） | （吉貴様、忠休様） | 去年三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 39.0×49.6 | 那智滝 |
| 7 | 6538 | 正徳三年癸巳 | 五月吉日 | 1713005099 | 伊舎堂盛富起請文 | 伊舎堂親方／盛富（花押）（血判） | （吉貴様、忠休様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 36.0×48.9 | 那智滝 |
| 8 | 6764 | 享保二年丁酉 | 五月九日 | 1717005009 | 勝連盛祐起請文 | 勝連親方／盛祐（花押）（血判） | （吉貴様、継豊様） | 去年三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.7×44.0 | 那智滝 |
| 9 | 6845 | 享保五年庚子 | 五月二十日 | 1720005020 | 西平朝叙起請文 | 西平親方／朝叙（花押）（血判） | （吉貴様、継豊様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.4×51.1 | 那智滝 |
| 10 | 6961 | 享保八年癸卯 | 五月十六日 | 1723005016 | 大城朝章起請文 | 大城親方／朝章（花押）（血判） | （吉貴様、継豊様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.5×51.5 | 熊野山 |
| 11 | 7017 | 享保十一年丙午 | 五月十六日 | 1726005016 | 嵩原安満起請文 | 嵩原親方／安満（花押）（血判） | （継豊様、吉貴様） | 去年三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 36.9×48.1 | 那智滝 |
| 12 | 7135 | 享保十四年己酉 | 正月廿六日 | 1729001026 | 具志頭文若起請文 | 具志頭親方／文若（花押）（血判） | （継豊様、吉貴様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙引合 | 36.2×49.5 | 那智滝 |
| 13 | 7210 | 享保二十一年丙辰 | 三月六日 | 1736003006 | 識名朝栄起請文 | 識名親方／朝栄（花押）（血判） | （御三殿様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙引合 | 37.0×45.5 | 那智滝 |
| 14 | 7337 | 延享三年丙寅 | 三月二十六日 | 1746003026 | 今帰仁朝見起請文 | 今帰仁親方／朝見（花押）（血判） | | 三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.2×52.4 | 彦山 |
| 15 | 7338 | 延享三年丙寅 | 三月二十六日 | 1746003026 | 宜野湾朝雅起請文 | 宜野湾親方／朝雅（花押）（血判） | | 三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.2×52.3 | 彦山 |
| 16 | 7337 | 延享三年丙寅 | 三月二十六日 | 1746003026 | 今帰仁朝見起請文 | 今帰仁親方／朝見（花押）（血判） | （継豊様、吉貴様、宗信様） | 去年三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.3×52.6 | 彦山 |
| 17 | 7338 | 延享三年丙寅 | 三月二十六日 | 1746003026 | 宜野湾朝雅起請文 | 宜野湾親方／朝雅（花押）（血判） | （継豊様、吉貴様、宗信様） | 三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.2×52.7 | 彦山 |
| 18 | 7454 | 寛延四年辛未 | 五月十八日 | 1751005018 | 座喜味盛秀起請文 | 座喜味親方／盛秀（花押）（血判） | （重年様、継豊様） | 三司官役被仰付 | 楮紙引合 | 37.6×44.2 | 彦山 |
| 19 | 7480 | 宝暦三年癸酉 | 三月二十三日 | 1753003023 | 与那原良暢起請文 | 与那原親方／良暢（花押）（血判） | （重年様、継豊様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.3×46.8 | 那智滝 |
| 20 | 7481 | 宝暦三年癸酉 | 三月二十三日 | 1753003023 | 東風平朝衛起請文 | 東風平親方／朝衛（花押）（血判） | （重年様、継豊様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.3×47.0 | 那智滝 |
| 21 | 7511 | 宝暦六年丙子 | 三月二十八日 | 1756003028 | 宮平良廷起請文 | 宮平親方／良廷（花押）（血判） | （忠洪様、継豊様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.4×49.1 | 那智滝 |
| 22 | 7512 | 宝暦六年丙子 | 三月二十八日 | 1756003028 | 浦添安蔵起請文 | 浦添親方／安蔵（花押）（血判） | （忠洪様、継豊様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.5×48.8 | 那智滝 |
| 23 | 7567 | 宝暦十一年辛巳 | 二月朔日 | 1761002001 | 池城安命起請文 | 池城親方／安命（花押）（血判） | （重豪様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 36.9×46.0 | 那智滝 |
| 24 | 7626 | 明和三年丙戌 | 三月十九日 | 1766003019 | 湧川朝喬起請文 | 湧川親方／朝喬（花押）（血判） | （重豪様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 36.7×48.1 | 那智滝 |
| 25 | 7643 | 明和七年庚寅 | 二月二十六日 | 1770002026 | 与那原良矩起請文 | 与那原親方／良矩（花押）（血判） | （重豪様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 36.7×45.3 | 那智滝 |
| 26 | 7694 | 安永八年己亥 | 五月十五日 | 1779005015 | 譜久山朝紀起請文 | 譜久山親方／朝紀（花押）（血判） | （御両殿様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 36.7×48. 2 | 那智滝 |
| 27 | 7700 | 天明二年癸寅 | 二月二十二日 | 1782002022 | 伊江朝慶起請文 | 伊江親方／朝慶（花押）（血判） | （御両殿様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 36.7×47.5 | 那智滝 |
| 28 | 7919 | 天明七年丁未 | 六月六日 | 1787006006 | 譜久山朝紀起請文 | 譜久山親方／朝紀（花押）（血判） | （斉宣様、重豪様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.3×50.6 | 那智滝 |
| 29 | 7920 | 天明七年丁未 | 六月六日 | 1787006006 | 与那原良矩起請文 | 与那原親方／良矩（花押）（血判） | （斉宣様、重豪様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.3×50.8 | 那智滝 |
| 30 | 7921 | 天明七年丁未 | 六月六日 | 1787006006 | 伊江朝慶起請文 | 伊江親方／朝慶（花押）（血判） | （斉宣様、重豪様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.4×50.7 | 那智滝 |
| 31 | 7923 | 寛政九年丁巳 | 五月十二日 | 1797005012 | 幸地良篤起請文 | 幸地親方／良篤（花押）（血判） | （御三殿様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 35.3×44.5 | 那智滝 |
| 32 | 7924 | 寛政十一年己未 | 五月八日 | 1799005008 | 与那原良頭起請文 | 与那原親方／良頭（花押）（血判） | （御三殿様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.1×41.0 | 那智滝 |
| 33 | 7925 | 寛政十一年己未 | 五月八日 | 1799005008 | 嵩原安執起請文 | 嵩原親方／安執（花押）（血判） | （御三殿様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.1×41.8 | 那智滝 |
| 34 | 7927 | 享和二年壬戌 | 五月二十八日 | 1802005028 | 喜屋武朝昶起請文 | 喜屋武親方／朝昶（花押）（血判） | （御三殿様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 35.0×44.5 | 那智滝 |
| 35 | 7742 | 文化元年甲子 | 五月十四日 | 1804105014 | 佐渡山安春起請文 | 佐渡山親方／安春（花押）（血判） | （斉宣様、重豪様、忠温様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 36.4×45.6 | 那智滝 |
| 36 | 7952 | 文化三年丙寅 | 五月三日 | 1806005003 | 与那原良応起請文 | 与那原親方／良応（花押）（血判） | （斉宣様、重豪様、斉興様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 36.6×49.3 | 熊野山 |
| 37 | 7992 | 文化七年庚午 | 五月三日 | 1810005003 | 与那原良応起請文 | 与那原親方／良応（花押）（血判） | （斉豪様、重豪様、斉宣様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.8×52.2 | 那智滝 |
| 38 | 7993 | 文化七年庚午 | 五月三日 | 1810005003 | 嵩原安執起請文 | 嵩原親方／安執（花押）（血判） | （斉興様、重豪様、斉宣様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.8×52.8 | 那智滝 |
| 39 | 7991 | 文化七年庚午 | 六月八日 | 1810006008 | 佐渡山安春起請文 | 佐渡山親方／安春（花押）（血判） | （斉興様、重豪様、斉宣様） | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.7×52.9 | 那智滝 |

| | 番号 | 年 | 月日 | 西暦 | 文書名 | 差出 | 充名 | 内容 | 本紙紙質 | 本紙寸法 | 牛王 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40 | 8128 | 文化十三年丙子 | 五月六日 | 1816005006 | 伊江朝安起請文 | 伊江親方／朝安（花押）（血判） | (御三殿様、若殿様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.6×51.7 | 那智滝 |
| 41 | 8130 | 文政二年己卯 | 四月二十一日 | 1819004021 | 玉城盛林起請文 | 玉城親方／盛林（花押）（血判） | (御三殿様、若殿様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.8×50.7 | 那智滝 |
| 42 | 8131 | 文政五年壬午 | 五月九日 | 1822005009 | 伊舎堂盛元起請文 | 伊舎堂親方／盛元（花押）（血判） | (斉興様、重豪様、斉宣様、忠方様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.5×45.8 | 那智滝 |
| 43 | 8134 | 文政七年甲申 | 五月十三日 | 1824005013 | 池城安昆起請文 | 池城親方／安昆（花押）（血判） | (斉興様、重豪様、斉宣様、忠方様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.4×47.7 | 那智滝 |
| 44 | 8149 | 文政十年丁亥 | 五月十一日 | 1827005011 | 座喜味盛珍起請文 | 座喜味親方／盛珍（花押）（血判） | (斉興様、重豪様、斉宣様、斉彬様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.5×47.1 | 那智滝 |
| 45 | 8156 | 文政十一年戊子 | 五月八日 | 1828005008 | 与那原良綱起請文 | 与那原親方／良綱（花押）（血判） | (斉興様、重豪様、斉宣様、斉彬様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.0×49.8 | 那智滝 |
| 46 | 8160 | 文政十三年庚寅 | 四月十九日 | 1830004019 | 宜野湾朝昆起請文 | 宜野湾親方／朝昆（花押）（血判） | (斉興様、重豪様、斉宣様、斉彬様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.9×50.8 | 那智滝 |
| 47 | 8179 | 天保七年丙申 | 四月二十八日 | 1836004028 | 東風平安度起請文 | 東風親方／平安度（花押）（血判） | (斉興様、斉宣様、斉彬様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.3×51.4 | 那智滝 |
| 48 | 8194 | 天保八年丁酉 | 五月九日 | 1837005009 | 兼城朝恵起請文 | 兼城親方／朝恵（花押）（血判） | (斉興様、斉宣様、斉彬様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 36.2×51.1 | 那智滝 |
| 49 | 8242 | 天保十一年庚子 | 五月八日 | 1840005008 | 小禄良恭起請文 | 小禄親方／良恭（花押）（血判） | (斉興様、斉宣様、斉彬様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.5×52.8 | 那智滝 |
| 50 | 8251 | 天保十二年辛丑 | 四月二十四日 | 1841004024 | 国吉朝章起請文 | 国吉親方／朝章（花押）（血判） | (斉興様、斉宣様、斉彬様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.5×51.6 | 那智滝 |
| 51 | 8283 | 弘化四年丁未 | 五月七日 | 1847005007 | 座喜味盛普起請文 | 座喜味親方／盛普（花押）（血判） | (斉興様、斉彬様) | 今般三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.6×48.5 | 那智滝 |
| 52 | 8285 | 弘化五年戊申 | 四月二十一日 | 1848004021 | 池城安邑起請文 | 池城親方／安邑（花押）（血判） | (斉興様、斉彬様) | 今般任三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.2×45.2 | 那智滝 |
| 53 | 8305 | 嘉永四年辛亥 | 五月二十二日 | 1851005022 | 国吉朝章起請文 | 国吉親方／朝章（花押）（血判） | (御三殿様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.5×52.6 | 那智滝 |
| 54 | 8306 | 嘉永四年辛亥 | 五月二十二日 | 1851005022 | 座喜味盛普起請文 | 座喜味親方／盛普（花押）（血判） | (御三殿様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.9×52.1 | 那智滝 |
| 55 | 8307 | 嘉永四年辛亥 | 五月二十二日 | 1851005022 | 池城安邑起請文 | 池城親方／安邑（花押）（血判） | (御三殿様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.8×52.6 | 那智滝 |
| 56 | 8315 | 嘉永五年壬子 | 六月六日 | 1852006006 | 金武正孟起請文 | 金武親方／正孟（花押）（血判） | (御三殿様) | 今般三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.2×52.2 | 那智滝 |
| 57 | 8353 | 安政二年乙卯 | 三月二十二日 | 1855003022 | 幸地朝憲起請文 | 幸地親方／朝憲（花押）（血判） | (斉彬様、斉興様) | 去歳任三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 37.7×48.7 | 那智滝 |
| 58 | 8374 | 安政五年戊午 | 五月十三日 | 1858005013 | 譜久山朝典起請文 | 譜久山親方／朝典（花押）（血判） | (斉彬様、斉興様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.3×51.8 | 那智滝 |
| 59 | 8375 | 安政五年戊午 | 五月十三日 | 1858005013 | 小禄良忠起請文 | 小禄親方／良忠（花押）（血判） | (斉彬様、斉興様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.2×51.9 | 那智滝 |
| 60 | 8420 | 安政六年己未 | 五月九日 | 1859005006 | 譜久山朝典起請文 | 譜久山親方／朝典（花押）（血判） | (茂久様、斉興様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.7×49.0 | 那智滝 |
| 61 | 8421 | 安政六年己未 | 五月九日 | 1859005006 | 池城安邑起請文 | 池城親方／安邑（花押）（血判） | (茂久様、斉興様) | 去歳三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.7×47.9 | 那智滝 |
| 62 | 8466 | 文久二年壬戌 | 六月十九日 | 1862006019 | 宜野湾朝保起請文 | 宜野湾親方／朝保（花押）（血判） | (茂久様) | 今般任三司官役被仰付 | 楮紙奉書紙 | 38.6×50.4 | 那智滝 |

## 表５　国王書状

| | 番号 | 年 | 月日 | 推定年号 | 西暦 | 文書名 | 差出 | 充名（外題） | 内容 | 紙質 | 法量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 1011 | | 八月朔 | 大永 6年 | 1526008001 | 琉球国世主尚清書状 | 琉球国世主（首里之印） | 嶋津相模守殿返報（忠良） | 武具之両種芳物礼 | 竹紙（外） | 31.3×44.0 |
| 2 | 1651 | 万暦八辰 | 臘月廿有二日 | 天正 8年 | 1580012022 | 中山王尚永書状 | 中山王（首里之印） | 謹上　嶋津修理大夫殿（義久） | 使者下着返礼 | 竹紙（外） | 28.4×44.6 |
| 3 | 1668 | 万暦十九年 | 仲穐廿有一日 | 天正19年 | 1591008021 | 中山王尚寧書状 | 中山王（首里之印） | 謹上　嶋津修理大夫入道殿（義久） | 関八州進伐祝儀 | 竹紙（外） | 29.0×44.9 |
| 4 | 1909 | 万暦廿五年 | 仲夏廿有七日 | 慶長 2年 | 1597005027 | 琉球国王尚寧書状 | 琉球国（首里之印） | 進上　嶋津又八郎殿（家久） | 朝鮮在番帰国祝儀 | 竹紙（外） | 29.0×44.2 |
| 5 | 1868 | | 林鐘十五日 | | 9999906015 | 中山王尚寧書状 | 中山王（花押） | 進上／惟新尊前（義弘） | 相続安堵／佐敷王子帰国礼 | 竹紙（外） | 33.9×56.6 |
| 6 | 2573 | | 季春十三日 | | 9999903013 | 中山王尚寧書状 | 中山王（花押） | 進上／羽林家久公 | 天幸祝儀 | 楮紙引合 | 30.8×70.5 |
| 7 | 2283 | | 季春廿六日 | | 9999903026 | 中山王尚寧書状 | 中山王（花押） | 進上／羽林家久公 | 佐敷王子上国／爰元置目申請 | 楮紙引合 | 32.7×57.7 |
| 8 | 2195 | | 端月十一蒄 | | 9999901011 | 中山王尚寧書状 | 中山王（花押） | 羽林家久公 | 此地安堵礼 | 楮紙引合 | 37.4×71.2 |
| 9 | 2267 | | 季秋初三日 | 元和元年 | 1615909003 | 中山王尚寧書状 | 中山王／尚寧（花押） | 進上　羽林家久公 | 帰国祝儀／王位相続礼 | 竹紙（外） | 32.2×61.3 |
| 10 | 2349 | | 季夏十七日 | | 9999906017 | 中山王尚豊書状 | 中山王／尚豊（花押） | 進上諫議家久公 | 先王之弔使礼 | 竹紙（外） | 29.9×48.6 |
| 11 | 2374 | | 正月三日 | | 9999901003 | 中山王尚豊書状 | 中山王尚豊（花押） | 進上　諫議家久尊公金閣下 | 明使帰国之報告 | 斐紙鳥子 | 22.3×51.5 |
| 12 | 2385 | | 正月十一日 | | 9999901011 | 中山王尚豊書状 | 中山王尚豊（花押） | 進上　黄門家久尊公 | 上洛祝儀 | 斐紙鳥子 | 23.8×52.2 |
| 13 | 2386 | | 正月十一日 | | 9999901011 | 中山王尚豊書状 | 中山王尚豊（花押） | 進上　黄門家久尊公 | 去歳黄門昇進祝儀 | 斐紙鳥子 | 33.6×50.8 |
| 14 | 4112 | | 六月朔日 | 寛永12年 | 1635006001 | 琉球国司尚豊書状 | 琉球国司／尚豊（花押） | 御老中衆 | 清進貢報告 | 斐紙鳥子 | 35.5×51.6 |
| 15 | 2565 | | 二月廿三日 | 寛永15年 | 1638002023 | 琉球国司尚豊書状 | 琉球国司／尚豊（花押） | 進上　黄門家久尊公 | 違例見舞 | 斐紙鳥子 | 35.0×43.4 |
| 16 | 2619 | | 正月二日 | | 9999901002 | 琉球国主尚豊書状 | 琉球国主／尚豊（花押） | 進上　黄門家久尊公 | 年賀 | 楮紙奉書紙 | 33.2×55.6 |
| 17 | 2939 | | 五月九日 | 正保 2年 | 1645005009 | 琉球国司尚質書状 | 琉球国司／尚質（花押） | 進上　光久尊公 | 大樹世家祝儀使世話礼 | 楮交斐紙 | 34.5×51.8 |
| 18 | 2673 | | 正月十一日 | | 9999901011 | 琉球国司尚豊書状 | 琉球国司／尚豊（花押） | 進上　光久尊公 | 年賀 | 楮紙奉書紙 | 35.4×54.9 |
| 19 | 6096 | | 六月八日 | 慶安 3年 | 1650006008 | 琉球国司尚質書状 | 琉球国司／尚質（花押） | 御老中衆 | 久平尊君繁昌祝儀 | 楮紙杉原 | 37.6×52.6 |
| 20 | 2737 | | 正月十一日 | | 9999901011 | 琉球国司尚賢書状 | 琉球国司／尚賢（花押） | 進上　光久尊公 | 年賀 | 斐紙鳥子 | 33.1×47.8 |
| 21 | 2974 | | 正月十一日 | | 9999901011 | 琉球国司尚質書状 | 琉球国司／尚質（花押） | 進上　光久尊公 | 年賀 | 竹紙（外） | 27.3×43.3 |
| 22 | 2888 | | 五月十日 | | 9999905010 | 琉球国司尚質書状 | 琉球国司／尚質（花押） | 進上　光久尊公 | 公方様即位祝儀 | 斐紙間似合 | 31.8×47.9 |
| 23 | 2844 | | 六月八日 | | 9999906008 | 琉球国司尚質書状 | 琉球国司／尚質（花押） | 進上　光久尊公 | 継目慶賀使拝受品礼 | 楮紙奉書紙 | 34.7×51.5 |
| 24 | 4403 | | 三月六日 | | 9999903006 | 琉球国司尚質書状 | 琉球国司／尚質（花押） | 御老中 | 黄門様十三回忌香典進上 | 竹紙（外） | 22.4×49.1 |
| 25 | 4505 | | 五月十五日 | 寛文10年 | 1670005015 | 琉球国司尚貞書状 | 琉球国司／尚貞（花押） | 御老中 | 先国司尚質跡職起請差上 | 楮紙奉書紙 | 37.2×51.0 |
| 26 | 8699 | | 卯月廿一日 | | 9999904021 | 琉球国司尚貞書状 | 琉球国司／尚貞（花押） | 進上　少将様（島津光久） | 菟姫様縁中祝儀 | 斐紙鳥子 | 31.7×56.7 |
| 27 | 6346 | | 五月二日 | 宝永 7年 | 1710005002 | 琉球国司尚益書状 | 琉球国司／尚益（花押） | 御老中 | 先国司跡職起請差上 | 楮紙奉書紙 | 44.3×57.2 |
| 28 | 8703 | | 正月十一日 | 正徳 5年 | 1715001011 | 中山王尚敬書状 | 中山王／尚敬（花押） | 進上　又三郎様（島津継豊） | 年賀 | 斐紙鳥子 | 32.2×56.6 |
| 29 | 8702 | | 卯月十一日 | 正徳 5年 | 1715004011 | 中山王尚敬書状 | 中山王／尚敬（花押） | 進上　又三郎様（島津継豊） | 当家継目安堵礼 | 斐紙間似合 | 32.8×66.2 |
| 30 | 8688 | | 卯月十八日 | 正徳 5年 | 1715004018 | 中山王尚敬書状 | 中山王／尚敬（花押） | 進上　中将様（島津吉貴） | 大清封王使申請承諾礼 | 斐紙鳥子 | 32.7×65.2 |
| 31 | 8690 | | 五月十八日 | 正徳 5年 | 1715005018 | 中山王尚敬書状 | 中山王／尚敬（花押） | 進上　中将様（島津吉貴） | 侍従様元服祝儀 | 斐紙厚様 | 33.0×62.4 |
| 32 | 8687 | | 四月廿一日 | 正徳 6年 | 1716004021 | 中山王尚敬書状 | 中山王／尚敬（花押） | 進上　中将様（島津吉貴） | 光相院様逝去弔慰 | 斐紙鳥子 | 32.8×50.0 |
| 33 | 8707 | | 卯月五日 | 享保 3年 | 1718004005 | 中山王尚敬書状 | 中山王／尚敬（花押） | 進上　侍従様（島津継豊） | 有章院様薨御弔慰 | 斐紙鳥子 | 33.9×58.7 |
| 34 | 8704 | | 卯月二十二日 | 享保 3年 | 1718004022 | 中山王尚敬書状 | 中山王／尚敬（花押） | 進上　侍従様（島津継豊） | 江戸使差上 | 斐紙間似合 | 33.3×63.1 |
| 35 | 8685 | | 正月十一日 | 宝暦13年 | 1763001011 | 中山王尚穆書状 | 中山王／尚穆（花押） | 進上　太守様（島津重豪） | 年賀使差上 | 斐紙間似合 | 35.8×58.1 |
| 36 | 8674 | | 卯月三日 | 宝暦13年 | 1763004003 | 中山王尚穆書状 | 中山王／尚穆（花押） | 進上　太守様（島津重豪） | 若君様誕生祝儀 | 斐紙鳥子 | 35.8×61.7 |
| 37 | 8682 | | 卯月六日 | 宝暦13年 | 1763004006 | 中山王尚穆書状 | 中山王／尚穆（花押） | 進上　太守様（島津重豪） | 公方賜御肴祝儀 | 斐紙間似合 | 35.0×54.1 |
| 38 | 8683 | | 四月十三日 | 宝暦13年 | 1763004013 | 中山王尚穆書状 | 中山王／尚穆（花押） | 進上　太守様（島津重豪） | 去年大御所様薨御弔慰 | 斐紙間似合 | 35.7×51.2 |